



令和8年度 丹波篠山市補助金事業等一覽

丹波篠山市 市民生活部 地域振興課

ご 注 意

この補助金事業等一覧は、市や県の補助金事業等を全て網羅しているものではありませんので、ご注意ください。

詳しいことは、それぞれの部署にお問い合わせいただき、ご確認いただけますようお願いいたします。

丹波篠山市補助金事業等目次

第1部 地域づくり.....	7
【防災・防犯】	
防犯カメラ設置費補助金.....	8
防犯用品購入経費補助金.....	8
自主防災組織避難訓練等補助金.....	9
防災士育成事業補助金.....	10
街路灯設置に係る支援について.....	10
消防施設等の整備に係る支援について.....	11
「古い消火器の回収」と「消火器購入」についての取り組み支援事業.....	12
【環境】	
地域猫活動推進事業助成金.....	13
自治会におけるじん芥収集所(ごみステーション)施設整備補助金.....	14
資源ごみ集団回収奨励金.....	14
合併処理浄化槽設置整備事業補助金.....	15
合併処理浄化槽維持管理費用補助金.....	16
【公民館・設備等】	
自治会情報伝達設備等整備事業.....	17
遊具等設置事業補助金.....	18
一般コミュニティ助成事業.....	19
集落における公共的施設建設事業の助成.....	20
【歴史・景観】	
景観アドバイザー派遣支援事業.....	20
地域の歴史文化を活かしたまちづくり事業助成金.....	21
【その他】	
あいさつ運動推進事業補助金.....	22
住民学習講師謝金.....	22
市民活動助成金.....	23
ふるさとの水路整備補助金.....	24
合併処理浄化槽修繕費用助成金.....	25

第2部 農業.....27

【農業用機械の導入支援】

水稲用機械.....	28
黒大豆用機械.....	28
新規就農者支援事業補助金.....	29

【集落農業・新規就農・集落営農活動の支援の支援】

(集落営農活動の支援)組織設立助成.....	30
(集落営農活動の支援)視察研修助成.....	30
(集落営農活動の支援)法人化助成.....	31
(集落営農活動の支援)体験農園等運営助成.....	32
(集落営農活動の支援)草刈り隊設立推進事業.....	32

【そのほか】

山の芋栽培省力化補助金(防草シート等購入助成).....	33
山の芋生産後継者育成事業補助金(新規農家の確保と栽培指導の助成)【通称:山の芋のれん分け事業補助金】.....	33
山の芋振興奨励金【作付け面積に対して交付】.....	34
山の芋新規生産支援事業補助金(新たに山の芋を生産する農業者への助成)【通称:一家にひとつね山の芋事業補助金】.....	35
栗生産支援事業補助金.....	36
丹波栗の郷づくり推進事業補助金.....	36
果樹経営支援対策事業補助金.....	37
土づくり助成.....	38
環境保全型農業直接支払交付金制度.....	38
環境創造型農業推進事業補助金.....	39
農都のめぐみ認証米流通奨励金.....	40
ビニールハウス導入助成.....	41
省力化機械等導入事業(栗).....	41
省力化機械等導入事業(山の芋).....	42
環境保全型農業直接支払支援制度.....	42
(集落営農活動の支援)農村ボランティア助成.....	43
集落農業守り隊応援事業補助金.....	44

第3部 里山・環境整備.....45

【ふるさとの森づくりに関する支援】

マツ林復活事業補助金.....	46
里山彩園事業補助金.....	46

地域の里山再発見事業補助金	47
森林所有者明確化事業	47
健全な広葉樹林化促進事業補助金	48
危険木除去費等補助金	49
緑化活動支援事業(丹波篠山市緑化推進委員会)	49
生産森林組合補助金	50
【農地・農業用施設に関する支援】	
土地改良事業補助金	51
土地改良事業補助金(災害復旧)	52
水利施設管理強化事業補助金	52
協働ではじめる環境・まち・未来づくり事業補助金	53
【そのほか】	
スマートエネルギー導入補助金	54
生物多様性促進活動補助金	54
獣害対策事業補助金	55
林辺整備活動支援事業補助金	56
サギ等鳥被害対策事業補助金	56
アライグマ等捕獲器助成事業補助金	57
チェーンソー特別教育修了者補助金	58
市木サクラ維持管理補助金	58
丹波篠山市老朽危険空き家除却支援事業補助金	59
自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金	60
公共用充電インフラ整備補助金	61
第4部 健康・福祉	62
【外出支援】	
外出支援サービス事業	63
障がい者外出支援サービス事業	63
身体障害者用自動車改造費助成制度	64
高齢者・障がい者タクシー料金助成事業	65
身体障害者自動車運転免許取得費助成制度	66
【健康づくり】	
有料温水プール活用高齢者健康づくり事業	66
人工透析治療通院費助成制度	67
人間ドック等受診費用助成	68
高齢者インフルエンザ予防接種費用一部助成	69

【生活支援】

高齢者等買い物支援事業	69
高齢者・障がい者訪問理美容サービス事業	70
高齢者日常生活用具給付事業	71
軽・中度難聴児補聴器購入費助成制度	72
がん患者 アピアランスサポート事業	72
人生いきいき住宅助成事業	73

【見守り】

見守り支援サポーター事業	74
緊急通報体制整備事業	75
認知症高齢者等位置探索サービス利用助成事業	75

【そのほか】

認知症カフェ運営支援事業	76
心身障害者扶養共済掛金補助金制度	77
犯罪被害者支援制度	78
骨髄等移植ドナー助成事業	78
見守り弁当サービス事業	79
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	80
高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種費用一部助成	81

第5部 子育て関係.....82

【出産】

妊婦健康診査助成券交付事業	83
一般不妊治療費助成事業	83
不育症治療費助成事業	84
産婦健康診査費助成券交付事業	85
出産祝金	86
出産・子育て応援給付金事業	87

【子育て】

新生児聴覚検査助成券交付事業	88
乳幼児等・こども医療費助成	88
保育料軽減事業	89
定住促進重点地区子育て応援補助金	90
子どもの食の応援事業補助金	91
赤ちゃんの駅設置事業補助金	91
待機児童対策遠距離通所補助金	92

【予防接種】	
小児インフルエンザ予防接種費用一部助成.....	93
風しん予防接種費用の一部助成.....	94
高校生等医療費助成.....	94
【その他】	
低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業.....	95
1か月児健康診査助成券交付事業.....	96
第6部 人材育成.....	98
看護師等修学資金貸与.....	99
ふるさと創生奨学金.....	99
第7部 通勤・通学、公共交通.....	101
高等学校遠距離通学費補助金.....	102
路線バス・コミバス上限運賃制度.....	102
丹波篠山市地域公共交通運賃助成事業.....	103
第8部 定住促進・住宅.....	105
【定住促進】	
丹波篠山暮らし定住住宅補助金【定住促進重点地区型】.....	106
丹波篠山暮らし定住住宅補助金【市内工務店利用型】.....	106
丹波篠山暮らし定住住宅補助金【三世代同居型】.....	107
新規学卒者就職奨励金.....	107
【空き家関係】	
丹波篠山暮らし定住住宅補助金【空き家バンク住宅改修型】補助金.....	108
空き家バンク登録謝礼金.....	109
空き家バンク自治会登録謝礼金.....	110
空き家バンク自治会成約謝礼金.....	110
【改修・耐震化】	
住宅リフォーム助成金.....	111
簡易耐震診断推進事業.....	112
住宅耐震改修計画策定費補助.....	113

住宅耐震改修工事費補助.....	114
【そのほか】	
テレビ難視聴地域解消事業補助金.....	115
丹波篠山の家普及促進事業.....	115
第9部 交流、ふるさとPR等.....	117
丹波篠山ふるさとPR奨励金.....	118
国内交流推進事業補助金.....	119
多文化共生推進補助金.....	119
第10部 そのほか.....	121
食と器の出逢い事業補助金.....	122
生ごみ処理機器等購入助成金.....	123
ユニバーサルツーリズム推進補助金交付事業.....	123
創造都市体験都市学習支援事業.....	124

地域づくり

防犯カメラ設置費補助金

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112

○事業概要

丹波篠山市では、地域の見守り力の向上のため、地域団体が行う防犯カメラ設置に係る経費の一部を補助

○申請方法等

応募書及び関係書類を作成の上、地域振興課に提出

○対象者

自治会、まちづくり協議会等

○補助額(助成額)

1基あたり8万円(上限)

○募集期間等

令和7年4月22日(火)～7月4日(金)

○備考

申請書等の提出は各支所の地域振興課も可

防犯用品購入経費補助金

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112

○事業概要

市民の安全意識の高揚を図り、自主的な生活安全活動を実施する団体に対し、防犯用品の購入に係る経費の一部を補助

○申請方法等

補助金等交付申請書に防犯用品販売業者が発行した見積書を添えて提出

○対象者

自治会、まちづくり協議会、防犯活動団体等

○補助額(助成額)

補助対象経費 10 分の 10 (上限 3 万円)

○募集期間等

随時受付 (※予算制約あり)

○備考

申請書等の提出は各支所の地域振興課も可

自主防災組織避難訓練等補助金

■担当課 市民生活部 市民安全課 (第 2 庁舎 1 階)

■問い合わせ先 079-552-1116

○事業概要

市内の自主防災組織が行う避難訓練等に対して、経費の一部を補助

○申請方法等

補助金等交付申請書、事業計画書を提出

○対象者

自治会等の自主防災組織

○補助額(助成額)

(1) 風水害、土砂災害等を想定して行う避難訓練 最大 20,000 円

(2) 上記の避難訓練と次に掲げるいずれかの訓練等とを併せて行う避難訓練 最大 40,000 円

①福祉関係者等と連携して行う避難行動要支援者訓練等

②家具転倒防止、感震ブレーカー設置等室内安全対策に係るワークショップ等

○募集期間等

随時 (予算制約あり)

○備考

当該年度内で、各自主防災組織に1回限り

防災士育成事業補助金

■担当課 市民生活部 市民安全課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-1116

○事業概要

地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域コミュニティの活性化及び地域防災力の向上を図るため、自治会等の自主防災組織の構成員が、防災士の資格を取得することに対して助成する。

○申請方法等

所定の様式を提出

○対象者

市内の自主防災組織の構成員で、自主防災組織の会長等から推薦された者

○補助額(助成額)

防災士資格講座等の受講に要する下記の費用の合計額 最大10,000円

- (1) 教科書代等
- (2) 資格取得試験受験料
- (3) 防災士登録料

○募集期間等

講座等受講前（予算制約あり）

○備考

街路灯設置に係る支援について

■担当課 市民生活部 市民安全課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5117

○事業概要

夜間における交通事故等の未然防止のため、自治会が整備しようとする街路灯（LED灯）について、下記の設置基準等を満たせば、新規設置費用または既設の蛍光灯からLED灯への取替費用を市が負担します。ただし、設置（取替）以降の機器修繕や電気代等の維持管理費は自治会が負担します。

【設置基準等】

- ①既設の街路灯から、おおむね70m以上離れ、照明範囲が重複していないこと。
- ②街路灯を設置する場所に、既設の電柱等があり、取り付けが容易なこと。
- ③街路灯の規格は、10ワット相当のLED灯とします。
- ④費用負担の上限は、各自治会において年間5基かつ累計30基までとします。
- ⑤事前に、周辺住民や耕作者等の承諾を得てください。

○申請方法等

「交通安全施設整備事業要望書」の提出

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

原則として市が全額を負担

※設置（取替）以降の機器修繕や電気代等の維持管理費用はすべて自治会の負担

○募集期間等

随時

○備考

- ①要望多数の場合は、予算の範囲内において、新規要望の自治会を優先します。
- ②街路灯の設置場所は、既設の電柱等を基本としますが、電柱等がない場合は、ポールを立てることもできます。

消防施設等の整備に係る支援について

■担当課 市民生活部 市民安全課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5117

○事業概要

自治会が所有管理する下記の消防施設等を整備する際の費用の半額を市が補助することで、地域の消防施設等の整備拡充を行い、消防力の強化促進及び公共の福祉の増進に寄与します。

【対象となる消防施設等】

- ①消火栓用具等の購入
- ②防火水槽等の補修

○申請方法等

「消防施設等整備に係る要望書」の提出

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

整備にかかる費用の半額

○募集期間等

随時受付(※予算制約あり)

○備考

整備は市が行い、自治会は整備費用の半額を地元協力金として市へ納付する

「古い消火器の回収」と「消火器購入」についての取り組み支援事業

■担当課 市民生活部 市民安全課(第2庁舎1階)

■問い合わせ先 079-552-5117

○事業概要

「古い消火器の処分の仕方がわからない」「各家で消火器の設置や点検が出来ているのか心配」などの問合せを受け、「古い消火器の回収」と「消火器購入」の支援事業を行います。(この事業は自治会と消防団が主体的に実施いただくものです)

○申請方法等

1. 実施申込

- ・自治会内で本数をとりとまとめ、消防団事務局(市民安全課)に申し込みます。

2. 配付等日時・場所の確認

- ・申込内容を取扱業者に伝え、取扱業者から自治会担当者に日時等を連絡します。

3. 配付等日時・場所の自治会内周知

- ・自治会内で日時・場所を申込者に伝えます。

4. 当日の配付等や費用徴収、消防団の支援

- ・費用と古い消火器のとりとまとめは自治会でお願いします。
- ・当日の配布は市防災設備保安協会に所属する取扱業者が行います。

- ・自治会の必要に応じ、消火器の使い方等について、地元消防団が支援します。

○対象者

○補助額(助成額)

費用の助成はなく全額自己負担となります。

○募集期間等

随時（消火器の在庫状況により、希望日に実施できない場合があります）

○備考

消火器の配布回収、費用徴収は、丹波篠山市防災設備保安協会の消火器回収の許可を有する業者が行います。

地域猫活動推進事業助成金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 環境衛生係（本庁舎 2 階）

■問い合わせ先 079-552-6253

○事業概要

市内の野良猫および地域猫の不妊手術または去勢手術費用の一部を助成します。

○申請方法等

指定の関係書類を作成の上、提出

○対象者

市が主催する講習会を受講された方

○補助額(助成額)

【地域猫】

不妊手術 上限 10,000 円、去勢手術 上限 5,000 円

【野良猫】

不妊手術 上限 8,000 円、去勢手術 上限 4,000 円

○募集期間等

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 2 月 26 日

○備考

自治会におけるじん芥収集所(ごみステーション)施設整備補助金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 環境衛生係 (本庁舎 2 階)

■問い合わせ先 079-552-6253

○事業概要

自治会がじん芥収集所施設(ごみステーション)の設置又は補修に要する経費につき、市が補助を行うことにより地域社会の環境衛生面に寄与することを目的とする。

○申請方法等

補助金交付申請書を提出

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

市は、ごみステーションの設置又は補修を行う自治会に対し、1 基につき事業費の 2 分の 1 以内で補助を行う。ただし、補助金の最高限度額は 3 万円とし、100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。

○募集期間等

随時受付(※予算制約あり)

○備考

資源ごみ集団回収奨励金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 環境衛生係 (本庁舎 2 階)

■問い合わせ先 079-552-6253

○事業概要

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、資源ごみの集団回収を実施する各種団体に対し奨励金を交付します。

○申請方法等

指定の関係書類を作成の上、提出

○対象者

自治会、市内小学校・中学校・高等学校 PTA、婦人会、老人クラブ、市内子ども会等の一般団体及び小規模作業所等の福祉団体

○補助額(助成額)

【一般団体】

紙類 2 円/kg

布類 2 円/kg

ビン類(再生可能ビン) 2 円/本

空き缶類(回収対象空き缶に限る。) 2 円/kg

廃食用油 10 円/L

【福祉団体】

紙類 3 円/kg

布類 3 円/kg

ビン類(再生可能ビン) 2 円/本

空き缶類(回収対象空き缶に限る。) 3 円/kg

廃食用油 10 円/L

○募集期間等

随時受付 (※予算制約あり)

○備考

合併処理浄化槽設置整備事業補助金

■担当課 上下水道部 上下水道課 (本庁舎 2 階)

■問い合わせ先 079-552-5062

○事業概要

公共下水道等処理区域以外において、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び更新に要する経費の一部を補助します。

○申請方法等

以下の書類を下水道課に提出

- ① 補助金交付申請書
- ② 審査期間を経過した浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し
- ③ 設置場所の案内図
- ④ 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

更新をする者は上記に加え

- ① 直近3年間に清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票（年1回以上）の写し
- ② 直近3年間に受けた浄化槽保守点検の記録票（年3回以上）の写し
- ③ 直近3年間に受けた法定検査の結果（年1回）の写し

○対象者

公共下水道等処理区域以外において、専用住宅であって個人の所有するもの、及び地域住民の文化、生活向上のために設置された集会施設である集落公民館等で合併処理浄化槽を設置しようとする者。但し、個人にあつては丹波篠山市内に住民票を置く者であること。

○補助額(助成額)

5人槽	限度額332,000円
7人槽	限度額414,000円
10人槽	限度額548,000円

○募集期間等

随時受付（※但し、3月末までに工事が完成するもの。予算に限度あり）

○備考

合併処理浄化槽維持管理費用補助金

■担当課 上下水道部 上下水道課（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-5062

○事業概要

自治会集会施設に合併処理浄化槽を設置している市内自治会に対し、公共下水道等の供用開始区域内自治会との格差是正を図ることを目的に、合併処理浄化槽の維持管理等に要する経費の一部を補助します。

○申請方法等

以下の書類を下水道課に提出

- ① 補助金交付申請書

- ② 清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し
- ③ 浄化槽保守点検記録票（3回分以上）の写し
- ④ 法定検査の結果の写し
- ⑤ 補助対象経費の額がわかる領収書等の写し

○対象者

自治会（合併処理浄化槽管理者）

○補助額(助成額)

限度3万円

○募集期間等

随時受付（※ただし、添付書類のすべてが揃っている必要あり）

○備考

自治会情報伝達設備等整備事業

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112

○事業概要

市民が安心して暮らせるコミュニティづくりの推進を図るため、自治会が行う情報伝達設備等整備事業に対し、助成します。補助金の交付の対象となる設備は、自治会内に設置し、情報伝達手段として使用する設備等とする。

【例】有線放送設備、無線放送設備、スピーカー、FAX、掲示板、アプリ導入費用など

○申請方法等

以下の書類を地域振興課に提出

- ①補助金交付申請書
- ②事業設計書又は見積書
- ③位置図
- ④現況写真

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

【新設等】

①基本額 200万円 + 6千円 / 戸 ②事業費 1 / 2 以内のいずれか低い方 ※限度額 500万円

【改修】 事業費 1 / 2 以内 ※限度額 100万円

【増設】 事業費 1 / 2 以内 ※50万円

○募集期間等

随時受付（※予算制約あり）

○備考

申請書等の提出は各支所の地域振興課も可

遊具等設置事業補助金

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112

○事業概要

遊具等とは、自治会内に設置し、児童が遊ぶ手段として使用する遊具又は事故から児童を守るためのフェンス等をいい、補助金の交付の対象となる経費は、新設等又は改修に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- ①材料費
- ②作業員等の労務費
- ③運搬費及び処分費

○申請方法等

以下の書類を地域振興課に提出

- ①事業計画書（別記様式）
- ②事業設計書又は見積書
- ③各施設の図面及び仕様書
- ④位置図
- ⑤現況写真

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

- 遊具

【新設等】1/2（上限 50 万円・1,000 円未満切り捨て）

【改修】1/2（上限 25 万円・1,000 円未満切り捨て）

●フェンス等

【新設等】1/2（上限 25 万円・1,000 円未満切り捨て）

【改修】1/2（上限 12 万 5,000 円・1,000 円未満切り捨て）

○募集期間等

随時受付（※予算制約あり）

○備考

申請書等の提出は各支所の地域振興課も可

一般コミュニティ助成事業

■担当課（窓口）市民生活部 地域振興課

（事業主体）（一財）自治総合センター（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112

○事業概要

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

○申請方法等

以下の書類を地域振興課に提出

①助成申請書

②自治会規約

③総会資料

④見積書

⑤事業内容に関する資料（カタログ等のカラーコピーなど）

○対象者

自治会、まちづくり協議会

○補助額（助成額）

100 万円から 250 万円まで ※10 万円未満は切り捨て

○募集期間等

9月上旬から下旬

○備考

例年、申請が多数あることから抽選により申請団体を決定。年間の採択団体数は概ね1団体

集落における公共的施設建設事業の助成

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階、各支所）

■問い合わせ先 079-552-5112(第2庁舎)、各支所

○事業概要

自治会公民館・集会施設に対し、新築、増築・大改築、改築に対し一部助成します。

○申請方法等

市の所定の計画書（見積書1社、写真添付）を提出の上、申請書（見積書2社以上、写真添付）を提出

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

新築500万円、増築・大改築200万円、改築150万円を上限に事業費の1/2

○募集期間等

計画書：事業実施年度の前年10月ごろまで

申請書：事業実施年度4月1日以降

○備考

対象工事費20万円以上

対象地域ごとに地域振興課（第2庁舎）、各支所に対応します

景観アドバイザー派遣支援事業

■担当課 まちづくり部 地域計画課（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1118

○事業概要

地域団体が行う景観形成のための勉強会・研修会の講師として、景観・まちづくりの専門家を派遣します。

○申請方法等

丹波篠山市が対象者より意向を把握、確認を行います。(申請書作成不要)

○対象者

自治会、まちづくり協議会

○補助額(助成額)

1 団体あたり 5 回以内

○募集期間等

随時受付

○備考

地域の歴史文化を活かしたまちづくり事業助成金

■担当課 教育委員会事務局 社会教育部 文化財課 (第2庁舎3階)

■問い合わせ先 079-552-5792

○事業概要

地域の歴史文化を活かしたまちづくりを目的とした取り組みに要する経費に対して、その一部または全部を助成します。

○申請方法等

所定の申請書に必要書類を添えて文化財課文化財係窓口まで提出

○対象者

まちづくり協議会、自治会、地域団体

○補助額(助成額)

対象経費の8割、上限10万円

○募集期間等

4月1日～4月30日

○備考

募集期間以降でも予算の残額があれば申請可能

あいさつ運動推進事業補助金

■担当課 市民生活部 人権推進課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-6926

○事業概要

月2日以上あいさつ運動を実施する団体に、あいさつ運動に使用する資材の購入経費を補助します。

○申請方法等

資材購入前に、あいさつ運動推進事業補助金交付申請書を人権推進課に提出、年度末運動終了後、実績報告書及び請求書を提出

○対象者

自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体他

○補助額(助成額)

上限 30,000 円

○募集期間等

4月1日～9月30日

○備考

住民学習講師謝金

■担当課 市民生活部 人権推進課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-6926

○事業概要

住民学習が幅広く有意義な学習となるよう、講師に対する謝金を支援します。

○申請方法等

約1ヵ月前までに「住民学習会計画書 自主学習会用」を人権推進課に提出、終了後、住民学習講師謝金利用報告書を提出

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

上限 5,000 円

○募集期間等

住民学習会開催の約1ヵ月前

○備考

市民活動助成金

■担当課 市民プラザ(市民センター内)、市民生活部地域振興課 (市民センター)

■問い合わせ先 079-552-0001

○事業概要

テーマ型組織(ボランティア団体、事業者団体、NPOなど)が、身近な地域課題を解決するために自ら主体的に行う事業、又は地縁型組織(まちづくり協議会など)と協働して行う公益事業に対し、補助します。

○申請方法等

交付申請書類一式を市民プラザに提出

○対象者

丹波篠山市民プラザに会員登録しているテーマ型組織(ボランティア団体、事業者団体、NPOなど)で、以下の全てを満たす団体

- ・3人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤、在学又は活動するものであること
- ・営利を目的とせず、公益性を有する活動を行っていること

○補助額(助成額)

●スタートアップ（起業支援）コース

設立後5年以内の団体対象。助成回数は1団体当たり1回限度。

補助期間=1年間、助成額=限度額5万円、補助率=90%以内

●ステップアップ（事業継続支援）コース】

複数年の継続的な活動で実施する事業。助成回数は、同一事業当たり3回限度。

補助期間=通算3年、助成額=限度額は各年度10万円、補助率=1年目70%以内・2年目50%以内・3年目30%以内

●イベント（限定的事業支援）コース

継続性がない、又は低い限定的な事業。助成回数は同一事業当たり1回限度。

補助期間=1年間

○募集期間等

毎年2月頃に次年度の申請を募集

○備考

・助成対象事業をテーマ型組織が地縁型組織と協働して行う場合については、補助率10%加算。

ふるさとの水路整備補助金

■担当課 まちづくり部 地域整備課（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-5025

○事業概要

自然環境、生態系に配慮した水路への整備を行う自治会に対して補助します。

○申請方法等

○対象者

自治会

○補助額(助成額)

土地改良事業施行区域外で農都創造部が所管する多面的機能支払交付金事業及び環境配慮型土地改良事業、溪流工整備事業等の対象とならない法定外公共物（水路）の整備に要する事業費

①生態系配慮型

自然や生き物の生息環境に配慮した整備を進めるため、自然の素材等を使用して、生態系に配慮した工事を行う場合

- ・土羽構造・・・工事費の70%（上限200万円）
- ・板柵、空石積み工法、カゴマット・・・工事費の50%～70%（上限100万円）
- ・環境配慮型製品・・・工事費の30%（上限60万円）

②機能更新型
生態系に配慮で

○募集期間等

○備考

合併処理浄化槽修繕費用助成金

■担当課 上下水道部 上下水道課（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-5062

○事業概要

合併処理浄化槽の適正な維持管理を行う者に対し、予算の範囲内において、修繕費用の一部を助成します。

○申請方法等

以下の書類を下水道課に提出

- ① 助成金交付申請書
- ② 直近1年以内に清掃業者が発行した浄化槽清掃記録票の写し
- ③ 直近1年以内に受けた浄化槽保守点検の記録票（3回分以上）の写し
- ④ 直近1年以内に受けた法定検査の結果の写し
- ⑤ 修繕に要した額の明細書及び領収書の写し
- ⑥ 市税納税証明書（申請書提出の3か月以内に発行されたもの）
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

○対象者

①公共下水道等処理区域以外において、丹波篠山市に住所を有し、自己の居住を目的とした住宅又は延べ床面積2分の1以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された合併処理浄化槽を適正に維持管理している者。

②自治会館等の集会施設に設置された合併処理浄化槽を適正に維持管理している者。

○補助額(助成額)

浄化槽 1 基につき助成対象経費が 2 万円以上の修繕に対し、2 分の 1 を乗じて得た額の範囲内で上限 1 0 万円

○募集期間等

随時受付 (※ただし、添付書類のすべてが揃っている必要あり。予算に限りあり。)

○備考

農業

水稻用機械

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

○申請方法等

○対象者

次のすべてに該当する集落営農組織

- ・集落の合意によって3戸以上で組織され、組織規約を有する団体であること
- ・丹波篠山市農業生産組合協議会に加入していること
- ・地域計画に位置付けられた担い手であること又は事業活用から1年以内に地域計画へ位置付けられることが確実であること

○補助額(助成額)

35%以内（上限 新品 210万円、中古 100万円）

組織設立または法人化後3年以内の場合は、補助率 40%以内（上限：新品 240万円、中古 120万円）

- ・対象機械＝田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機、粃摺り機、計量器、粃粗選機、石抜き機、色彩選別機、ロータリー、ドライブハロー、ウィングハロー

○募集期間等

○備考

黒大豆用機械

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

○申請方法等

○対象者

次のすべてに該当する集落営農組織

- ・ 集落の合意によって3戸以上で組織され、組織規約を有する団体であること
- ・ 丹波篠山市農業生産組合協議会に加入していること
- ・ 地域計画に位置付けられた担い手であること又は事業活用から1年以内に地域計画へ位置付けられることが確実であること

○補助額(助成額)

40%以内

- ・ 対象機械＝移植機、動力噴霧器、脱莢機、選別機（枝豆用）、保冷库（枝豆用）、乾燥機、脱粒機、選粒機、畝立て整形機、溝堀機

35%以内（上限50万円）

対象機械＝中耕培土用トラクター

○募集期間等

○備考

新規就農者支援事業補助金

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

新規に農業に参入する際に必要な農業機械購入費や定住に必要な家賃の一部等を助成します。

○申請方法等

○対象者

青年等就農計画を市長が認定した「認定新規就農者」で、地域計画に位置付けられた者又は位置付けが確実な者

○補助額(助成額)

①農業用機械助成

農業用機械及び農業用施設総額の2分の1以内（上限500,000円）（1人1回限り）

※ただし、「経営発展支援事業（国費）」を活用する者を除く

②家賃助成

家賃月額のうち2分の1以内で上限30,000円/月（就農開始1年目は30,000円、2年目は25,000円、3年目は20,000円）

③農地賃借料助成

農地の賃料総額の1/2以内で上限15,000円（1人1回限り）

○募集期間等

○備考

(集落営農活動の支援)組織設立助成

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

営農組織の設立に要する活動を助成

○申請方法等

○対象者

集落の合意によって組織する3戸以上の団体（設立準備会を設置すること）

○補助額(助成額)

50,000円（定額）、1組織1回限り

○募集期間等

○備考

(集落営農活動の支援)視察研修助成

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

集落営農組織の先進地視察や研修会などに要する経費を助成

○申請方法等

○対象者

集落の合意によって組織する3戸以上の団体（組織規約があり、丹波篠山市農業生産組合協議会に加入している組織）

○補助額(助成額)

50,000円以内(過去2年間にこの補助金を受けていないこと)

○募集期間等

○備考

(集落営農活動の支援)法人化助成

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

集落営農の法人化の検討に要する活動を助成

○申請方法等

○対象者

集落の合意によって組織する3戸以上の団体(設立準備会を設置すること)

○補助額(助成額)

100,000円、1組織1回限り

○募集期間等

○備考

(集落営農活動の支援)体験農園等運営助成

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

体験農園や観光農園の活動を助成します

○申請方法等

○対象者

集落の合意によって組織する3戸以上の団体

○補助額(助成額)

初回100,000円以内、2回目50,000円以内

○募集期間等

○備考

(集落営農活動の支援)草刈り隊設立推進事業

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

農地の畦畔の草刈りなど農村を保全する組織設立を支援します。

○申請方法等

○対象者

集落又は多面的機能支払交付金を活用する組織

○補助額(助成額)

50,000円以内、1組織1回限り

○募集期間等

○備考

山の芋栽培省力化補助金(防草シート等購入助成)

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

除草労働の省力化を図るため、支柱ネット栽培用の資材やうね間に設置する防草シートや畝を覆うマルチの購入費の一部を助成します。

○申請方法等

所定の申請書に購入したものの内容がわかる領収書を添えて申請

○対象者

山の芋を2アール以上作付けている方

○補助額(助成額)

20,000円(10アールあたり。上限40,000円以内で購入額を助成)

○募集期間等

作付面積確定後(転作確認完了後)

○備考

申請に必要なもの=領収書やレシートのコピー

※令和8年産の山の芋が対象

※令和8年4月1日以降に購入した防草シートが対象

※支柱ネット栽培用資材、防草シート、マルチシートをそれぞれ購入している場合、それぞれで助成されます。

山の芋生産後継者育成事業補助金(新規農家の確保と栽培指導の

助成)【通称:山の芋のれん分け事業補助金】

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

後継者の掘り起しと栽培技術を伝承いただく方を支援します。

○申請方法等

担当までご相談ください。

○対象者

経験と栽培技術を有する方で新規の山の芋生産者を掘り起し指導を行う方

○補助額(助成額)

1名の農業者の育成に対し30,000円。

※1名の指導者に対し、指導対象者上限は5名

※次年度も同一人を指導継続する場合2年目は20,000円。

○募集期間等

担当までご相談ください。

○備考

本年度の指導終了後、報告時に指導日誌の作成と指導状況の写真が提出できること

山の芋振興奨励金【作付け面積に対して交付】

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

山の芋5アール以上作付けされた方に奨励金を交付します。

○申請方法等

出荷実績確認後(2月頃)、市から該当者へ書類を送付します。

○対象者

山の芋を5アール以上作付けている方

○補助額(助成額)

5アール以上10アール未満=6,000円/10アール

10アール以上20アール未満=8,000円/10アール

20アール以上=10,000円/10アール

○募集期間等

市から該当者へ別途お知らせします。

○備考

山の芋新規生産支援事業補助金(新たに山の芋を生産する農業者への助成)【通称:一家にひとつね山の芋事業補助金】

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

新たに山の芋の生産を始める農業者や、生産を再開する農業者を支援します。

○申請方法等

出荷実績確認後(2月頃)、市から該当者へ書類を送付します。

○対象者

新たに生産を始める方または生産を再開する方で1アール以上作付けている方

○補助額(助成額)

1アールあたり15,000円(上限5アール、1アール未満切り捨て)

○募集期間等

市から該当者へ別途お知らせします。

○備考

新規であることについては転作確認野帳などで過去の作付け実績を確認します。

栗生産支援事業補助金

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

令和6年度に市内において新植又は補植される栗の苗木の購入に対し助成します。

○申請方法等

所定の申請書に必要な書類を添えて提出

【申請に必要なもの】

- ・領収書やレシートのコピー、苗木の購入単価がわかる書類
- ・栗の苗木を植栽したほ場の写真（全景がわかるもの）、ほ場の位置図

○対象者

栗の生産拡大を図るために、栗の苗木を5本以上購入する方

○補助額(助成額)

栗の苗木購入費の2分の1以内。苗木1本あたりの上限は500円（令和6年4月1日以降に購入した栗の苗木）

○募集期間等

○備考

丹波栗の郷づくり推進事業補助金

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

栗の獣害対策、剪定に対し助成します。

(複数項目で申請可・事業実施者あたり上限 150,000 円)

○申請方法等

担当者へお問い合わせください。

○対象者

担当者へお問い合わせください。

○補助額(助成額)

- ① 獣害対策 (事業費の 1/2 以内、上限 30,000 円/10a、最大 150,000 円) ※栽培面積概ね 10a 以上
- ② 栗園の剪定 (事業費の 1/2 以内、上限 50,000 円/10a、最大 150,000 円) ※栽培面積概ね 10a 以上 (団体の場合は生産者 1 人あたり 2a 以上の作付けが必要)
- ③ 凍害対策の助成 (事業費の 1/2 以内、上限 8,000 円/10a、最大 150,000 円)

○募集期間等

○備考

果樹経営支援対策事業補助金

■担当課 JA 丹波ささやま営農指導課、農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 (JA)0120-810-264、(市)079-552-1114(直通)

○事業概要

丹波栗園の新植・改植や園地整備にかかる費用に対し助成します。

○申請方法等

JA 丹波ささやまにご相談ください。

○対象者

植栽農地が農業振興地域の農用地区域内であること。
受益面積がおおむね 10アール以上であること。

○補助額(助成額)

- ① 栗の新植 (15 万円/10a)
- ② 栗の改植 (17 万円/10a)
- ② 園地整備 (事業費の 1/2 以内) ※受益面積が 10a 以上で農業振興地域の農地が対象

※新植・改植については果樹未収益期間の補助あり（22万円/10a）

○募集期間等

○備考

事業の活用を希望される方は、JAまでご相談ください。

土づくり助成

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

有機物などの施用による土づくりを進めるため、たい肥や改良材等の費用を支援します。

○申請方法等

○対象者

農業集落等、認定農業者、認定新規就農者で黒豆 1ha または山の芋 20a を作付けしていること。（複数集落の申請も可）

○補助額（助成額）

（①から④のいずれかひとつ）

- ①堆肥購入費、2トン車1台/10aあたり500円（定額）
- ②散布委託費、2トン車1台/10aあたり1,000円（定額）
- ③腐植酸資材購入費の20%以内、上限額1,000円/10a
- ④緑肥種子購入費の30%以内、上限1,000円/10a

○募集期間等

○備考

国・県などの補助金を受ける場合は対象外

環境保全型農業直接支払交付金制度

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業への支援を行います。

○申請方法等

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動、農林水産省が定める最低限行うべき環境負荷低減の取組の実施が必要です。

○対象者

農業者・代表者・規約・口座を有する農業者グループ（環境創造型農業の取組みを広げる活動を実施する必要があります。）

○補助額(助成額)

- ①有機農業=14,000円/10アール
- ②堆肥の施用=3,600円/10アール
- ③緑肥の施用=5,000円/10アール
- ④炭の投入=5,000円/10アール

○募集期間等

○備考

環境創造型農業推進事業補助金

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

害虫発生初期防除による農薬使用回数低減を目的に、害虫発生を予測するフェロモントラップの薬剤や資材購入を助成します。

○申請方法等

所定の申請書に領収書等のコピーを添えて申請

○対象者

販売目的で黒大豆、枝豆、山の芋を作付けている農業者

○補助額(助成額)

フェロモントラップの容器代、薬剤購入費の2分の1以内(100円未満切り捨て)
(容器の助成は黒大豆20アールあたり1個、山の芋10アールあたり1個)

○募集期間等

○備考

農都のめぐみ認証米流通奨励金

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

農都のめぐみ認証米のブランド力構築と農家所得の向上に向けて、認証米の出荷、集荷、販売を支援します。

○申請方法等

○対象者

農都のめぐみ農産物認定団体…兵庫県のひょうご安心ブランド食品認証を取得し、生きもの配慮の取組計画を市が確認・認定した団体

○補助額(助成額)

300kg玄米1袋あたり300円(認定団体を通じて生産者へ交付)

○募集期間等

○備考

ビニールハウス導入助成

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

野菜の周年栽培や品質向上の取り組みに支援し農業所得向上を図ります。

○申請方法等

○対象者

販売目的に野菜等を生産する農業者

○補助額(助成額)

ビニールハウスの新規設置助成(45㎡以上、更新は対象外)＝補助率25%以内(上限100,000円、水稻育苗、黒豆乾燥のみの利用は対象外)

○募集期間等

○備考

省力化機械等導入事業(栗)

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

栗生産の規模拡大を目指す農業者を支援するため、栗用機械器具導入に対する経費の一部を補助します。

○申請方法等

○対象者

栗栽培面積が20a以上の農業者

○補助額(助成額)

25%以内（上限 25 万円）

対象機械＝栗用機械（自走式草刈り機、防除機、冷蔵庫、いがむき機、高枝式電動選定ばさみ）

○募集期間等

○備考

省力化機械等導入事業(山の芋)

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

山の芋生産の規模拡大を目指す農業者を支援するため、山の芋用機械導入に対する経費の一部を補助します。

○申請方法等

○対象者

山の芋栽培面積が 10a 以上の農業者

○補助額(助成額)

25%以内

対象機械＝かん水装置、アシストスーツ、防草シート巻取機、畝たて整形機、ロールベアラ

ー

（上限：ロールベアラ40万円、それ以外 25万円）

○募集期間等

○備考

環境保全型農業直接支払支援制度

■担当課 農都創造部 農都政策課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

持続可能な農業・農村づくりを推進するため、有機農業や農薬・化学肥料の低減等、環境負荷低減に取り組む農業者を支援します。

○申請方法等

計画を策定し認定を受ける必要があります。

認定は5年に1度の定められた年度のみとなります。詳しくはお問い合わせください。

○対象者

代表者、規約、組織としての口座を持つ集落営農や農業者グループ

(農林水産省が定める最低限行うべき環境負荷低減の取り組みを実施していただく必要があります)

○補助額(助成額)

- ①有機農業 14,000 円/10 アール
- ②堆肥の散布 3,600 円/10 アール
- ③緑肥の施用 5,000 円/10 アール
- ④炭の投入 5,000 円/10 アール など

○募集期間等

○備考

(集落営農活動の支援)農村ボランティア助成

■担当課 農都創造部 農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

都市住民等の農作業ボランティアの受け入れ活動を助成します。

○申請方法等

○対象者

農業者等で組織する団体

○補助額(助成額)

100,000 円以内 (1 組織 1 回限り)

○募集期間等

○備考

集落農業守り隊応援事業補助金

■担当課 農都創造部農都政策課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1114

○事業概要

集落の農業・農地を未来へつなぐため、農業機械を導入される農家グループを支援します。

○申請方法等

○対象者

3 戸以上で構成された農業者グループ (申請の代表者は地域計画に位置付けられている、又は位置付けられることが確実な農業者であることが必要ですが、他の構成者は、代表者に土地の貸借契約を結ぶ土地持ち非農家を含むことができます)

○補助額(助成額)

25%以内

【水稻】対象機械＝田植機、トラクター、コンバイン
(補助金上限額 新品 50 万円 中古 25 万円)

【黒大豆】対象機械＝畝立て整型機、脱粒機、乾燥機、脱莢機
(補助金上限額 新品 30 万円 中古 20 万円)

20%以内

【黒大豆】対象機械＝中耕培土用トラクター
(補助金上限額 新品 30 万円 中古 20 万円)

※黒大豆については面積要件があり、40 a 以上の耕作が必要です。

○募集期間等

○備考

里山・環境整備

マツ林復活事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

丹波篠山マツタケの生産量の維持・増進に向けてアカマツ林の整備・再生に取り組む自治会や森林所有者を支援します。

○申請方法等

○対象者

マツ林の所有者

○補助額(助成額)

伐採にかかる燃料費・資機材、専門家指導料、大径木伐採等にかかる委託料など（上限 20 万円）

○募集期間等

○備考

里山彩園事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

手入れの行き届いていない森林の整備を行う団体に対し労務費、事務費、整備費、技術指導費などの経費を支援します。

○申請方法等

○対象者

市民5名以上で構成される団体

○補助額(助成額)

里山整備に必要な労務費、事務費、整備費、技術指導費で100万円以内

※3年に分割交付可

※大径木を外部委託により伐採する場合は、当該経費の15万円を上限に上乗せ

※大径木とは：胸の高さで直径30cm以上の木

○募集期間等

○備考

地域の里山再発見事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

関わることの少なくなった里山に登り、山に入る機会を増やすことで、里山の価値を再発見しようとする自治会等の取り組みを支援します。(木エクラフトなどのワークショップも対象)

○申請方法等

○対象者

自治会、団体、子ども会、PTA

○補助額(助成額)

講師謝金、本事業に必要な事務費など(上限5万円)

○募集期間等

○備考

森林所有者明確化事業

■担当課 農都創造部 森づくり課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

森林所有者が自ら所有する森林の境界を明確にするため、境界杭の設置や簡易 GPS による境界点測位の取り組みを支援します。

○申請方法等

○対象者

自治会、生産森林組合

○補助額(助成額)

森林の所有界を明示するために必要な境界杭の支給(無償) / 境界杭点測位のための簡易な GPS 携帯端末機の貸し出し

○募集期間等

○備考

健全な広葉樹林化促進事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

森林所有者等が行う人工林(スギ・ヒノキ)の広葉樹林化を作業の段階に応じて支援します。採択にあたっては、所有者に対して広葉樹林化をどのように促進していく予定であるか、計画書を作成いただき、ヒアリング調査実施のうえ、判断をします。

○申請方法等

○対象者

森林所有者等

○補助額(助成額)

①健全な広葉樹林化促進のための500㎡以上の伐採・植栽: 2万円 /100㎡(上限100万円)

②広葉樹林化のための獣害柵設置 3千円/100㎡（上限45万円）

○募集期間等

○備考

危険木除去費等補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

家屋や公民館等公的施設が倒木により生命や財産に被害が及ぶおそれがある危険木（樹高10m以上かつ胸高直径30cm以上の大径木）の伐採・撤去に要する費用を支援します。

※危険木とは空洞、亀裂、腐朽等に該当するもの

○申請方法等

○対象者

第三者に被害が及ぶおそれがある危険木がある土地の所有者または所有者の承諾を得た家屋等入居者等

○補助額(助成額)

危険木の伐採・撤去に要する費用から10万円を差し引いた額の1/2（家屋：上限50万円、公民館等：30万円）

○募集期間等

○備考

緑化活動支援事業(丹波篠山市緑化推進委員会)

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

森林保全活動や施設等の緑化を推進する取り組みを支援します。

①緑化支援事業

森林環境・景観保全/緑と親しみ学べる森づくり/公共施設等の社会福祉のための植樹活動

②緑化思想の普及啓発活動支援事業（パンフレット/チラシの作成）

③里山ふれあい事業/身近な里山に登る等市民が森林又は里山とふれあうきっかけとなる活動

④里山文化伝承事業/身近な山中で実施する昔からのあそび、森林生態系の理解を深める学習又は体験活動

⑤木材利用体験事業/木のおもちゃ体験や木工クラフトなど木材とふれあうきっかけとなる体験活動

○申請方法等

○対象者

学校、林業関係団体、自治会など

○補助額(助成額)

①緑化支援事業/上限 20 万円

②緑化思想の普及啓発活動支援事業/上限 15 万円

③里山ふれあい事業/上限 5 万円

④里山文化伝承事業/上限 5 万円

⑤木材利用体験事業/上限 5 万円

○募集期間等

○備考

生産森林組合補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

生産森林組合の生産性の強化を図り、組合経営の安定化に向けた支援を実施します。

○申請方法等

○対象者

生産森林組合

○補助額(助成額)

法人市民税納付額に応じて定額

○募集期間等

○備考

土地改良事業補助金

■担当課 農都創造部 農都整備課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-4668

○事業概要

農都の営みと生物の生息が両立する土地改良事業である農業用水利施設整備(1か所あたり10万円以上の事業)を支援します。

○申請方法等

○対象者

農業用水利施設の設置者(管理者)

○補助額(助成額)

- ① 多面的機能支払交付金事業で市指針による工法を採用した場合：増加工事費相当額
- ② 生態系保全型：工事費の70% (補助上限200万円)
- ③ 生態系部分配慮型：工事費の20% (補助上限40万円)
- ④ 機能更新型：工事費の30% (補助上限60万円)
- ⑤ ため池応急修繕事業：工事費の80% (補助金上限200万円)

○募集期間等

○備考

土地改良事業補助金(災害復旧)

■担当課 農都創造部 農都整備課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-4668

○事業概要

豪雨等により被災した農地・農業用施設を復旧するにあたって、国の補助対象外で、1か所あたり復旧額10万円以上の工事を自治会等が実施する場合に支援します。

○申請方法等

○対象者

自治会、水利組合、管理者、所有者 など

○補助額(助成額)

1か所あたり工事費の1/2以内(補助上限100万円)

※当初予算では該当事業はありません。

○募集期間等

○備考

水利施設管理強化事業補助金

■担当課 農都創造部 農都整備課 (第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-4668

○事業概要

記録的な豪雨が頻発するなか、地域の浸水被害の軽減を図るために、ため池を「指定貯水施設」に指定し、期間を定めて雨水貯留容量を常時確保する「ため池管理者」の取り組みに対して支援する。

○申請方法等

○対象者

対象となるため池は、1か所当り3,000m³以上の雨水貯水量を確保するため池

○補助額(助成額)

1か所当り35,000円/月(年2か月=70,000円上限)

○募集期間等

○備考

活動報告(活動記録表、写真)を提出(週1回程度)

協働ではじめる環境・まち・未来づくり事業補助金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 創造農村室(本庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-5013

○事業概要

複雑化する環境課題の解決を目的に、「環境からまちを良くする」事業に係る費用の一部を補助します。

○申請方法等

申請書類を事業実施の1か月前までに提出

○対象者

自治会、まちづくり協議会、市民で構成される団体(自治会の有志のグループ)等

○補助額(助成額)

上限10~20万円 ※申請年数に応じて変動。

○募集期間等

随時

○備考

スマートエネルギー導入補助金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎 2 階）

■問い合わせ先 079-552-5013

○事業概要

公民館等への太陽光発電システム、蓄電池、バイオマスストーブ、電気自動車の基礎充電設備等導入費用の一部を補助します。

○申請方法等

申請書類を設備購入・設置完了後に提出

○対象者

自治会、まちづくり協議会、個人、事業者等

○補助額(助成額)

上限 3～10 万円

※予算の範囲内で先着順。

○募集期間等

～令和 9 年 3 月 12 日

○備考

生物多様性促進活動補助金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎 2 階）

■問い合わせ先 079-552-5013

○事業概要

ビオトープの維持管理、地域の生きもの観察会やエコアップ活動、生物調査や保護等の活動に係る費用の一部を補助します。

○申請方法等

申請書類を活動開始前に提出

○対象者

自治会、まちづくり協議会、個人、事業者等

○補助額(助成額)

①ビオトープの維持管理

- ・休耕田ビオトープ 10,000円/10a
- ・江(掘り上げ) 1,000円/10m(上限1か所10,000円)

②生物多様性の保全再生活動 上限10万円 ※予算の範囲内で先着順。

○募集期間等

《参考》

- ①～令和8年5月29日 ※次年度以降の申請検討にお役立てください。
- ②随時

○備考

獣害対策事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課(第2庁舎2階)

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

自治会や農会等で新たに獣害柵を整備する場合や、既存の獣害柵の修繕補強する工事費を支援します。

○対象者：自治会や農会等の共同設置者(管理者)

○補助の例：1件あたりの整備、修繕費用が5万円以上の場合で工事費の1/2以内

○のり網などのネットで獣害防護柵を補強修繕する、農地を囲むなどの被害防除に係る経費も補助対象となりました。詳しくはお問い合わせください。

○申請方法等

○対象者

自治会等の共同設置者(管理者)

○補助額(助成額)

1件あたりの整備、修繕費用が5万円以上の場合で工事費の1/2以内

○募集期間等

○備考

林辺整備活動支援事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

野生鳥獣による農作物等の被害が発生している自治会がワチ（林辺部）の木竹等を伐採し、ニホンザル、シカ、イノシシに対する緩衝帯を整備する活動を支援します。

○申請方法等

○対象者

野生鳥獣による被害集落（自治会等）

○補助額(助成額)

従事者の人件費、チェーンソー等の燃料代、安全対策経費（傷害保険等）等＝5,000円/10m
（下限100m、上限1,000m/年）

○募集期間等

○備考

サギ等鳥被害対策事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

サギ等の鳥類の集団営巣による糞や鳴き声による生活被害等を軽減するための自治会活動等を支援します。

○申請方法等

○対象者

サギ等の集団営巣による被害集落（自治会等）

○補助額(助成額)

チェーンソー等の燃料代、安全対策経費（傷害保険等）、伐採や追い払いのための資材購入費、高所伐採や花火による追い払い、被害回復に要する経費などの作業の委託費等で上限 30 万円

○募集期間等

○備考

アライグマ等捕獲器助成事業補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

特定外来生物(アライグマ・ヌートリアに限る)の駆除のために講習を受けた捕獲従事者がいる自治会等が購入する小動物捕獲器の購入経費を支援します。

○申請方法等

○対象者

市が開催する講習を受けた捕獲従事者がいる自治会等

○補助額(助成額)

小動物捕獲器（箱わな）1基当たりの購入費(消費税を除く)の1/2以内（上限5,000円）
※1集落あたり年間5基まで。

○募集期間等

○備考

チェーンソー特別教育修了者補助金

■担当課 農都創造部 森づくり課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1117

○事業概要

チェーンソー特別教育修了者の受講に係る費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、森林管理に携わる人材の育成及び伐採作業等における災害等の防止を図ります。

○申請方法等

森づくり課窓口で、特別教育修了から60日以内または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、伐採等の業務に係る特別教育の修了者であることを証明するもの（修了証等）の写し及び受講費用を支払ったことが分かる書類（領収書又は通帳の写し）を補助金交付申請書兼実績報告書に添えて提出してください。

○対象者

市内に住所を有する個人で、申請年度に伐採等の業務に係る特別教育の受講を終了することとし、市税の滞納がないこと。

○補助額(助成額)

特別教育の受講費用から、3,000円を差し引いた額とします。ただし、22,000円を上限とします。

○募集期間等

通年

ただし、年度予算範囲に限ります。

○備考

市木サクラ維持管理補助金

■担当課 観光交流部 商工観光課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-6907

○事業概要

丹波篠山市桜ビジョンの基本理念又は目指す将来像に基づき、市内において市木であるサク

ラを管理し、及び整備しようとする団体にサクラの維持管理に係る費用を補助します。

○申請方法等

作業前に下記書類を商工観光課窓口まで提出して下さい。

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書
- ・補助対象事業に係る見積書
- ・事業実施予定場所の位置図及び現況写真

○対象者

丹波篠山市桜ビジョンに基づき、その基本理念や目指す将来像実現のため、市内で市木であるサクラを管理し、整備しようとする次に掲げる団体

- 1 自治会（複数の自治会で組織した団体を含む。）
- 2 まちづくり協議会
- 3 その他市長が認める団体

○補助額(助成額)

上限 5 万円（千円未満切り捨て）。同一団体への補助は 1 年度につき 1 回限り。

○募集期間等

予算（50 万円）の範囲で先着順

○備考

丹波篠山市老朽危険空き家除却支援事業補助金

■担当課 まちづくり部 地域整備課（本庁舎 2 階）

■問い合わせ先 079-552-5025

○事業概要

生活環境及び景観の保全並びに安全で安心な市民生活の確保に寄与するため、危険空き家の解体撤去及び処分に係る経費の一部を補助します。

○申請方法等

事前調査申込書及び関係書類を作成の上、地域整備課に提出

○対象者

丹波篠山市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例第 10 条又は空家等対策の推進に

関する特別措置法第 12 条に規定する助言又は指導を受けている危険空き家の所有者（個人）

○補助額(助成額)

除却工事費又は国土交通大臣が定める標準除却費の安い方の 3 分の 2（上限 1,332 千円・1,000 円未満切り捨て）

○募集期間等

随時受付（※予算制約あり）

○備考

事前調査において、住宅の不良度の測定基準で老朽化により周囲に危害をおよぼすおそれのある項目に係る評点の合計が 100 点に満たない場合は補助対象外となります。

自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎 2 階）

■問い合わせ先 079-552-5013

○事業概要

自家消費型住宅用太陽光発電設備及び蓄電池を一体的に導入する市民に対し、導入費用の一部を補助します。

○申請方法等

申請書類を事業着手（契約締結または工事着工のいずれか早いもの）前に提出。
※補助金交付決定日以降に契約を締結して事業に着手したものが補助対象です。

○対象者

丹波篠山市の自己居住用の戸建て住宅で、自らが所有し、居住する住宅に補助対象設備を一体的に導入する市民

○補助額(助成額)

- ・太陽光発電 補助額：7 万円/kW 上限：35 万円
- ・蓄電池 補助額：対象となる蓄電池価格の 1/3（上限 14.1 万円/kWh） 上限：23.5 万円

○募集期間等

～令和 8 年 6 月 30 日

○備考

公共用充電インフラ整備補助金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 創造農村室（本庁舎 2 階）

■問い合わせ先 79-552-5013

○事業概要

市内に電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための公共用急速充電器を設置する事業者に対し、設置費用の一部を補助します。

○申請方法等

申請書類を事業着手（契約締結または工事着工のいずれか早いもの）前に提出。
※補助金交付決定日以降に契約を締結して事業に着手したものが補助対象です。

○対象者

以下の（１）又は（２）に該当する方

（１）自ら所有する土地で補助対象事業を実施する方

（２）他の者が所有する土地に、その所有者から許諾を得て補助対象事業を実施する方（リース契約可）

○補助額(助成額)

設備本体価格及び設置工事費（税抜き）から国等の補助金や値引き等を除いた額
上限：100 万円

○募集期間等

令和 8 年 6 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日

○備考

健康・福祉

外出支援サービス事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

福祉車両により、自宅から原則として市内の医療機関等までの送迎を行います。市外の医療機関は、特に必要性が認められた場合に隣接市町が対象となります。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課

○対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の方で、日常生活において常時車いすを利用し車の乗り降りに介助が必要な方
- ②その他市長が認める方

○補助額(助成額)

- ①市内 片道 500円/回（1月あたり原則片道8回以内）
- ②市外 片道 1,000円/回（1月あたり片道4回以内）

○募集期間等

通年

○備考

運行時間 9:00～16:30（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除く）

障がい者外出支援サービス事業

■担当課 保健福祉部 社会福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-7102

○事業概要

介護タクシー料金の一部を助成します。

○申請方法等

市の所定の様式を提出いただきます。

○対象者

市内在住で、障がい者手帳所持者かつ常時車いすを必要とする65歳未満の方

○補助額(助成額)

助成券月8枚交付

○募集期間等

○備考

市内医療機関、買い物などの生活関連での利用。ただし、市内医療機関で診療ができない場合は丹波市または三田市の医療機関の受診可能。

身体障害者用自動車改造費助成制度

■担当課 保健福祉部 社会福祉課 (第2庁舎1階)

■問い合わせ先 079-552-7102

○事業概要

ハンドルやアクセル、ブレーキの一部を改造する必要がある方に改造費を助成します。

○申請方法等

市の所定の様式を提出いただきます。

○対象者

身体障害者手帳所持者のうち下肢または体幹機能障害に該当する方

○補助額(助成額)

上限100,000円(※所得制限あり、1人につき1回限り)

○募集期間等

通年

○備考

高齢者・障がい者タクシー料金助成事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課、保健福祉部 社会福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先（長寿福祉課）079-552-5346、（社会福祉課）079-552-7102

○事業概要

高齢の方や障がいがある方の外出の機会と社会参加の拡大及び地域公共交通の充実を図るため、タクシーを利用した際の運賃の一部を助成します。

○申請方法等

市の所定の様式を提出いただきます。

○対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ①75歳以上の方
- ②身体障害者手帳1,2級、3級第1種、4級第1種所持者
- ③療育手帳A判定所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級所持者

○補助額(助成額)

一月当たり2枚（一部地域には一月あたり2枚の加算有り）

助成券が不足する場合等、希望に応じて一月あたり1枚の追加交付が可能。

助成券1枚の助成額:要したタクシー運賃から1,000円を控除した額の2/3。上限3,000円。

障がい者割引も併せて利用可。

○募集期間等

通年

○備考

- ・ただし、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設等入所者、外出支援サービスの利用者、人工透析治療通院費の助成を受けている方は対象外。
- ・助成券に書かれた利用者が乗車している時のみ利用できます。
- ・発着地どちらかが市内の場合、市外への移動にも利用できます。

身体障害者自動車運転免許取得費助成制度

■担当課 保健福祉部 社会福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-7102

○事業概要

自動車教習所で要した費用の一部を助成します。

○申請方法等

申請書、身体障がい者手帳、運転免許証、教習終了証明書、教習所の領収書、課税証明書（世帯全員分）、印鑑

○対象者

身体障害者手帳を所持し、次のいずれにも該当する方

- (1) 市内に住所を有し、現に居住している方
- (2) 道路交通法第98条第1項に規定する指定自動車教習所において技能を取得し、運転免許を新規に取得した方
- (3) 運転免許取得に要した経費を自らの負担で指定自動車教習所に支払いをした方
- (4) 当該身体障害者の属する世帯（身体障害者と生計を一にする消費経済上の一単位をいう。ただし、当該世帯に身体障害者の扶養義務者以外の者がいるときは、その者を除く。）の前年の所得税額が92,400円以下の方
- (5) 自動車を使

○補助額(助成額)

運転免許の取得に要した費用の1/2、上限100,000円

○募集期間等

運転免許取得後、1ヶ月以内に申請が必要。

○備考

有料温水プール活用高齢者健康づくり事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

市内有料温水プールを利用する 65 歳以上の方を対象に、温水プール利用料の一部を助成し、継続的な体力・健康づくりを推進します。

○申請方法等

申込先は市立西紀運動公園（TEL：079-590-8118）

○対象者

市内に住所があり、当該年度内に満 65 歳以上に達する方

○補助額(助成額)

温水プールの利用料の半額（上限 2,500 円/月）を助成します。ただし、助成については当該年度 6 回まで

○募集期間等

通年

○備考

人工透析治療通院費助成制度

■担当課 保健福祉部 社会福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-7102

○事業概要

通院して人工透析治療を受ける方の通院交通費を助成します。

○申請方法等

市の所定の申請書、通院証明書、印鑑、口座番号などを確認できるもの、身体障害者手帳等

○対象者

通院して人工透析治療を受ける在宅の方のうち、

- ①じん臓機能障害により身体障害者手帳を持っている
- ②人工透析治療を受けるため自家用車又はタクシーを含む公共交通機関で通院している
- ③市民税所得割額が 235,000 円未満
- ④他法令により通院交通費の給付を受けていない

○補助額(助成額)

通院距離により 500 円から 5,000 円

○募集期間等

申請書の受付月

3 月分から 8 月分までを 9 月に、9 月分から翌年 2 月分までを同年 3 月に申請書の提出が必要です。

○備考

人間ドック等受診費用助成

■担当課 保健福祉部 医療保険課 (本庁舎1階)

■問い合わせ先 079-552-7103

○事業概要

人間ドック及び脳ドックの受診費用の助成

○申請方法等

①人間ドック等受診助成申請書の提出

②人間ドック等受診報告書兼助成金請求書及び関係書類の提出

○対象者

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者

○補助額(助成額)

人間ドック等の受診費用の 1/2 以内又は 25,000 円のいずれか低い額

○募集期間等

人間ドック等受診前

○備考

高齢者インフルエンザ予防接種費用一部助成

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

予防接種法に基づく定期接種であるインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

○申請方法等

希望される市内指定医療機関へ直接電話などで予約。

○対象者

接種当日に市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

(1) 65才以上の方

(2) 60才以上から64才の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級を有する方および1級相当の障害を有する方）

○補助額(助成額)

自己負担額 1,000円（生活保護受給者は自己負担なしですが、受給者証明書が必要）

○募集期間等

令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

○備考

市外の医療機関で接種する場合は書類が必要となりますので、健康課までご連絡ください。（書類作成に1週間程度必要となります。）

高齢者等買い物支援事業

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112

○事業概要

高齢者及び障がい者の買い物支援として、個別配達しやすい環境を整えるため、配達に係る経費の一部を事業者に助成し、利用者の生活支援及び見守りを図ります。

○申請方法等

登録しようとする事業者は、買い物支援事業者登録申請書を地域振興課に提出
※市内に本社があり食料品又は食料品及び日用品を配達する小規模企業者が対象

○対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方で、買い物支援カードを所持している方への配達が対象となります

- (1) 75歳以上のみの世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者のある世帯
- (3) 療育手帳の交付を受けた者のある世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者のある世帯
- (5) その他市長が認める世帯

※買い物支援カードは、上記(1)～(5)の方が、買い物支援カード交付申請書を地域振興課に提出いただいた後、交付します。

○補助額(助成額)

登録事業者への配達助成額は、1回当たり300円

※利用対象世帯の購入額は、1世帯、配達1回につき1,000円以上

○募集期間等

○備考

高齢者・障がい者訪問理美容サービス事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課、保健福祉部 社会福祉課 (第2庁舎1階)

■問い合わせ先 (長寿福祉課)079-552-5346、(社会福祉課)079-552-7102

○事業概要

自宅で理容店や美容店の散髪やカットのサービスが受けられるよう、理容店・美容店の出張費を助成します。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課

○対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ①介護保険要介護認定 1 以上の方
- ②身体障害者手帳所持者の内、下肢又は体幹障害 2 級以上の方

○補助額(助成額)

理美容サービスに要した費用（理美容店の出張費は市が負担）

○募集期間等

通年

○備考

高齢者日常生活用具給付事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

卓上電磁調理器・火災警報器・シルバーカーの購入額の一部を助成し、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活を支援します。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課（※必ず購入する前にお問い合わせください）

○対象者

市内に住所があり、非課税世帯で次のいずれかに該当する方

- ①65 歳以上のひとり暮らし
- ②65 歳以上の方のみの世帯

○補助額(助成額)

- ・卓上電磁気調理器＝購入額の 50%（上限 20,500 円）
- ・火災警報器＝購入額の 50%（上限 4,000 円）
- ・シルバーカー＝購入額の 50%（上限 13,000 円）

○募集期間等

通年

○備考

軽・中度難聴児補聴器購入費助成制度

■担当課 保健福祉部 社会福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-7102

○事業概要

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度の対象外となっている軽・中度難聴児の補聴器購入費の助成を行います。

○申請方法等

市の所定の様式を提出いただきます。

○対象者

年度末時点で18歳以下であり、両耳とも30?～70?未満

○補助額(助成額)

補聴器購入費（1台あたり）

40,000円：ポケット型、耳かけ型など

100,000円：耳穴型、補聴システムなど

○募集期間等

通年

○備考

がん患者 アピアランスサポート事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

がん患者の皆様の就労や社会参加を応援し、療養生活の質がよりよいものになるように、医療用ウィッグ（かつら）や乳房補正具の購入費用の一部を助成します。

○申請方法等

- ①申請書
- ②がん治療に関する説明書や診断書、治療方針計画書等
- ③補助対象補正具の購入にかかる領収書の写し
- ④本人確認書類

○対象者

次の要件をすべて満たす者

●丹波篠山市に住民登録があり、助成の対象となる補正具を令和8年4月1日以降に購入した者

- がんと診断され、治療を受けた又は現在受けている者
- 申請日の前年(1月から5月までの申請は、前々年)所得が、以下の要件を満たしている者
 - ・未婚かつ未成年：対象者と生計を一にする親権者全員の所得額の合計が400万円未満
 - ・未婚かつ成年：対象者の所得額が400万円未満
 - ・既婚：対象者とその配偶者の所得額の合計が400万円未満
- 過去に兵庫県内市町から同種の助成を受けていない者(1人につき、補正具

○補助額(助成額)

①医療用ウィッグ

上限 50,000 円

②乳房補整具

A 補正下着 上限 10,000 円

B 人工乳房 上限 50,000 円

○募集期間等

- ・4月から12月までに購入→翌年の3月31日まで
- ・1月から3月までに購入→購入日の翌日から90日以内

○備考

人生いきいき住宅助成事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課、保健福祉部 社会福祉課 (第2庁舎1階)

■問い合わせ先 (長寿福祉課)079-552-6928、(社会福祉課)079-552-7102

○事業概要

風呂・洗面所・廊下・玄関・居室・便所・台所のバリアフリー化など高齢者や障がいのある方が安心して自立した生活が送れるように住宅改造を支援します。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課または社会福祉課

○対象者

要介護認定者及び要支援認定者、身体障害者手帳所持者、療育手帳保持者

○補助額(助成額)

お問い合わせください

○募集期間等

通年

○備考

見守り支援サポーター事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課 (第2庁舎1階)

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

在宅で自立した日常生活を送れるように支援サポーターを派遣し、掃除、片付け、買い物、配膳、電球の取替や話し相手等の支援を行います。

●利用料：30分300円(1回あたり1時間以内)、利用時間：平日8:30~17:00

○申請方法等

申込先は丹波篠山市社会福祉協議会 (TEL: 079-590-1112)

○対象者

市内に住所があり、次のいずれかに該当する方

①65歳以上で援助の必要な方

②40歳以上65歳未満の要介護認定者、又は要介護認定者と同等の状態で、「手助けをしてほしい人」

○補助額(助成額)

○募集期間等

通年

○備考

緊急通報体制整備事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

緊急通報システムを設置し、病気や怪我など万が一の場合に機器の緊急ボタンを押すことにより、緊急通報センターへ自動的につながります。看護師が状況を伺い、必要に応じて救急車の出動要請や、近隣協力者に駆けつけ依頼をします。

近隣の協力を得ることで地域での見守り体制を構築します。

機器の利用には、月 100 円～1,386 円の利用料金がかかります。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課

○対象者

市内に住所がある 65 歳以上で、次のいずれかに該当する方

- ①ひとり暮らし（日中独居を含む）
- ②65 歳以上の方のみの世帯
- ③障害者手帳所持者と 65 歳以上の方のみの世帯
- ④その他市長が必要と認める方

○補助額(助成額)

○募集期間等

通年

○備考

認知症高齢者等位置探索サービス利用助成事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

高齢の方などで行方不明になるおそれがある方の、GPS 端末機契約費用の一部を助成します。GPS 端末機を持っている方の所在が分からなくなった時に、スマートフォン等を使って高齢者等の位置情報を確認することができます。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課

○対象者

認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク登録者又はその方の3親等内の親族

○補助額(助成額)

上限7千円(対象経費は、GPS 利用契約時に要した費用のうち、利用にあたり最低限必要な物品及び初期登録料など)

○募集期間等

通年

○備考

認知症カフェ運営支援事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課 (第2庁舎1階)

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

認知症になっても住み慣れた地域で安心して尊厳あるその人らしい生活を継続することができるまちづくりを推進するため、認知症カフェを開設又は運営をする団体又は個人に対して認知症カフェ運営等助成金を交付します。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課

○対象者

次の各号に掲げる要件を全て満たす認知症カフェを開設しようとする方又は当該認知症カフェを運営する方。

- ①2ヶ月に1回以上開催し、1回当たりの開催時間が概ね2時間以上であること。
- ②相談できる場が設けられていること。
- ③専門職等が1人以上参加していること。
- ④宗教的又は政治的な活動を伴わないこと。

○補助額(助成額)

- ①開設助成金の額は、1年度当たり10,000円が上限。
- ②運営助成金の額は、1,500円に認知症カフェが開催された月数を掛けた額が上限。

○募集期間等

通年

○備考

心身障害者扶養共済掛金補助金制度

■担当課 保健福祉部 社会福祉課 (第2庁舎1階)

■問い合わせ先 079-552-7102

○事業概要

兵庫県が実施する心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を補助します。

○申請方法等

所定の様式を提出いただきます。

○対象者

兵庫県心身障害者扶養共済制度の加入者で共済掛金を納付中の方。

○補助額(助成額)

市民税課税状況に応じて、掛金額の5割～7割を補助

○募集期間等

通年

○備考

犯罪被害者支援制度

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112

○事業概要

犯罪被害者が受けた精神的被害等の軽減及び回復を目的とした各種支援

●支援対象期間

犯罪被害発生時から1年以内

○申請方法等

各種申請書等を地域振興課に提出各種申請書等を地域振興課に提出

○対象者

死亡もしくは重傷病（全治1か月以上の加療を要する負傷又は疾病）

○補助額(助成額)

- ・家賃補助…月額家賃の半額（上限25,000円、6か月以内）
- ・就業支援…関係機関と連携した就業支援
- ・一時預かり保育補助…3,000円以内/回（上限5回）
- ・家事支援補助…ヘルパー派遣費2,000円以内/時間（上限25時間）
- ・転居費用補助…20万円以内
- ・支援金の支給…死亡の場合30万円、全治1か月以上の場合10万円

○募集期間等

通年

○備考

骨髄等移植ドナー助成事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

骨髄等（骨髄・末梢血幹細胞）移植を促進するため、公益財団法人日本骨髄バンクを通して、骨髄等を提供した方（ドナー）に対して助成金を交付します。

○申請方法等

●申請に必要なもの

- ・丹波篠山市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書
- ・骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を行ったことを証する書類
- ・骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日を証する書類

○対象者

以下のすべてに該当される方

- ・骨髄バンク事業を利用してドナーとなった方
- ・骨髄等を提供した日が令和5年4月1日以降であり、骨髄等を提供した日及び本助成金の申請日において丹波篠山市に住民登録をしていること
- ・他の自治体等が実施する助成を受けていないこと

○補助額(助成額)

骨髄等の提供に要した日数1日につき2万円（1回の骨髄等の提供につき20万円が上限）

○募集期間等

骨髄等を提供した日から1年以内

○備考

見守り弁当サービス事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

お弁当の配達とともに見守りや安否確認を行う市内配食業者や障がい者福祉事務所から購入した弁当の料金を一部助成します。

●実施日：平日の昼食（祝祭日及び年末年始を除く）

○申請方法等

申込先は丹波篠山市社会福祉協議会（TEL：079-590-1112）

○対象者

①見守りが必要で買い物・調理が困難な 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者世帯

②見守りが必要で買い物・調理が困難な障がい者手帳の所持者 他

○補助額(助成額)

1 食当たり 200 円 (週 3 回まで)

○募集期間等

通年

○備考

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課 (第2庁舎1階)

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

認知症の方が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で賠償します。保険加入にあたっての自己負担は不要です。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課

○対象者

下記①～④の全てに該当する方

①丹波篠山市に住民票がある方

②丹波篠山市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク事業の事前登録者 (申請時に登録が可能)

③在宅で生活されている方

④日常生活に支障をきたすような認知症状等があると確認できる方。

※介護保険の認定調査票又は主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度が、 、 又はM」と確認できる方

○補助額(助成額)

保険金額上限 1 億円 (保険料は市負担のため自己負担なし)

○募集期間等

通年

○備考

高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種費用一部助成

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

予防接種法に基づく定期接種である新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部を助成します。

○申請方法等

希望される市内指定医療機関へ直接電話などで予約。

○対象者

接種当日に市内に住民登録があり、次のいずれかに該当する方

(1) 65才以上の方

(2) 60才以上から64才の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害者手帳1級を有する方および1級相当の障害を有する方）

○補助額(助成額)

自己負担額 4,500円（生活保護受給者は自己負担なしですが、受給者証明書が必要）

○募集期間等

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

○備考

市外の医療機関で接種する場合は書類が必要となりますので、健康課までご連絡ください。（書類作成に1週間程度必要となります。）

子育て関係

妊婦健康診査助成券交付事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

丹波篠山市では、お母さんと赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えていただくために、妊婦健康診査費用の助成をします。

○申請方法等

●助成券の受領方法

「妊婦・産婦・1か月児健康診査及び新生児聴覚検査助成券交付申請書」に必要事項を記入のうえ、母子健康手帳発行窓口へ提出してください。（母子健康手帳受領時に一緒に申請できます）交付窓口は、健康課（丹南健康福祉センター内）です。

○対象者

丹波篠山市に住民登録があり、母子健康手帳の交付を受けた妊婦

※転出予定の方は、転出日の前日まで助成券を使用できます

※所得制限はありません。

○補助額(助成額)

妊娠全期を通じてかかる妊婦健康診査費用のうち14回12万円を上限として、多胎の場合は5万円を追加して助成。

助成対象となる健診は、妊娠全期間を通じて、医療機関等で実施される妊婦健康診査となります。ただし、医療保険を適応して実施された検査は該当しません。

○募集期間等

○備考

一般不妊治療費助成事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

一般不妊治療を受けられたご夫婦に対して、経済的な負担を軽減するために一般不妊治療に要する費用の一部を助成します。

○申請方法等

次の書類を添えて、申請期限内に健康課に提出してください。

- ①丹波篠山市一般不妊治療費助成金支給申請書兼請求書
 - ②丹波篠山市一般不妊治療受診証明書
 - ③治療を受けた医療機関が発行した領収書
 - ④夫婦それぞれの健康保険情報がわかるもの
 - ⑤振込先口座番号がわかるもの
 - ⑥戸籍謄本（夫婦の住所が異なる場合）
- ※その他、印鑑をご持参ください。

○対象者

一般不妊治療や検査を受けられた方のうち、次の要件に該当する方

- ①法律上の婚姻をしており、一般不妊治療の期間及び丹波篠山市への申請日において、丹波篠山市に住民登録を有する者
- ②夫婦共に医療保険に加入していること
- ③夫婦のいずれにも丹波篠山市税の滞納がないこと
- ④助成を受けようとする治療費について、他の公共団体から助成を受けていないこと

○補助額(助成額)

医療保険適応の内外を問わず、一般不妊治療に支払った費用のうち、1年度あたり5万円を上限に助成

○募集期間等

治療が終了した日から3カ月以内に申請してください。

※同年1月から12月までの診療分は、同年4月1日から翌年3月31日までの間に申請してください。

○備考

不育症治療費助成事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

丹波篠山市では、不育症治療を受けられたご夫婦に対して、経済的な負担を軽減するために不育症治療に要する費用の一部を助成します。

○申請方法等

次の書類を添えて、申請期限内に健康課（丹南健康福祉センター内）に提出してください。

- ①丹波篠山市不育症治療費助成金支給申請書兼請求書（様式第1号）
 - ②丹波篠山市不育症検査・治療実施証明書（様式第2号）
 - ③治療を受けた医療機関が発行した領収書
 - ④夫婦それぞれの健康保険情報がわかるもの
 - ⑤振込先口座番号がわかるもの
 - ⑥戸籍謄本（夫婦の住所が異なる場合）
- * その他、印鑑をご持参ください。

○対象者

不育症治療や検査を受けられた方のうち、次の要件に該当する方

- ①婚姻（事実婚を含む）をしており、不育症治療の期間及び丹波篠山市への申請日において、丹波篠山市に住民登録を有する者
- ②検査及び治療開始期間の初日において、妻の年齢が43歳未満であること
- ③夫婦共に医療保険に加入していること
- ④医療機関において不育症と診断され、その治療を受けていること
- ⑤夫婦のいずれにも丹波篠山市税の滞納がないこと

○補助額（助成額）

1年度（4月～翌年3月）に受けた治療及び検査について、上限20万円

○募集期間等

治療が終了した日から3カ月以内に申請してください。ただし、治療中に43歳になられる場合は、当該年度内に申請が必要です。

※同年1月から12月までの診療分は、同年4月1日から翌年3月31日までの間に申請してください。

○備考

産婦健康診査費助成券交付事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

丹波篠山市では、出産後間もない時期のお母さんのからだところの状態を確認するために、産婦健康診査費を助成します。

○申請方法等

「妊婦・産婦・1か月児健康診査及び新生児聴覚検査助成券交付申請書」に必要事項を記入のうえ、健康課窓口（丹南健康福祉センター内）へ提出してください。

母子健康手帳受領時に一緒に申請できます。

○対象者

丹波篠山市に住民登録があり、出産された産婦

○補助額(助成額)

産後概ね2週間と1ヵ月に受ける産婦健康診査費のうち、2回分(1回5,000円を上限)を助成。

(問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、こころの健康チェックが対象)

※医療保険を適応して実施された検査は助成対象外です。

※上記以外の検査、治療、投薬等については助成対象外です。

○募集期間等

○備考

出産祝金

■担当課 保健福祉部 社会福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-7101

○事業概要

次代を担う子どもの健やかな成長を願い、令和8年4月1日以降に第3子以降の子どもを出産し、養育される方に20万円を支給します。

○申請方法等

申請書及び添付書類を提出（必要なもの：振込先口座が分かるもの、印鑑）

○対象者

丹波篠山市に住民登録があり、出産後も子どもと本市に定住する意思のある父または母

○補助額(助成額)

20万円

○募集期間等

通年（出生の日の属する年度の3月31日まで）

○備考

出産・子育て応援給付金事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

妊娠・出産・子育てに関する不安や困りごとなど、一人ひとりの妊婦さんや子育て家庭の身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実と、出産育児用品購入等の負担を軽減するため経済的支援を一体として実施します。

○申請方法等

出産応援給付金：妊娠届出時（母子健康手帳交付時）に、助産師等による面談とアンケートを実施のうえ、申請書を提出。

子育て応援給付金：出産後の助産師等による赤ちゃん訪問時に、面談とアンケートを実施の上、申請書を提出。

●申請時に必要なもの

印鑑、本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許等）、振込口座が分かるもの。

※申請書類は、妊娠または出産後の面談時に、助産師等が手渡します。

○対象者

丹波篠山市に住民登録があり、妊娠をされた方及び出産をされた方

○補助額(助成額)

出産応援給付金：妊婦1人あたり10万円（妊娠時）

子育て応援給付金：こども1人あたり10万円（出産後）

○募集期間等

○備考

新生児聴覚検査助成券交付事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

丹波篠山市では、すべての赤ちゃんが聴覚検査を受けることができるように、新生児聴覚検査に要する費用の一部を助成します。

○申請方法等

「妊婦・産婦・1か月児健康診査及び新生児聴覚検査助成券交付申請書」に必要事項を記入のうえ、健康課（丹南健康福祉センター内）へ提出してください。

母子健康手帳受領時に一緒に申請できます。

○対象者

丹波篠山市に住民登録があり、新生児聴覚検査を受けた児の保護者

○補助額(助成額)

1回5,000円を上限として助成。

※検査以外の治療、投薬等については助成対象外です。

※新生児1人につき1回限りです。ただし、確認検査を受けられた場合は、初回検査及び確認検査の2回分（各検査上限5,000円）を助成します。

○募集期間等

○備考

乳幼児等・こども医療費助成

■担当課 保健福祉部 医療保険課（本庁舎1階）

■問い合わせ先 079-594-7103

○事業概要

兵庫県と丹波篠山市が医療保険の自己負担を助成

○申請方法等

乳幼児等・こども医療費受給者証交付申請書の提出
福祉医療支給申請書及び領収書等関係書類の提出（県外受診・他の公費負担助成後の医療費等）

○対象者

0歳～中学3年生

（※小学4年生～中学3年生は所得制限あり。令和7年7月から所得制限を撤廃。）

○補助額(助成額)

医療費の自己負担額全額

○募集期間等

●申請時期

出生、転入時など

○備考

申請に基づき、助成対象者には受給者証を交付

保育料軽減事業

■担当課 教育委員会事務局 こども未来部 保育教育課（第2庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-1115

○事業概要

月額5,000円を超える保育料に対して、保育料の1/2と補助基準額の低い方を助成限度額として補助を行います。（所得要件あり）

○申請方法等

対象者のうち、所得要件を満たした方へ、申請書類を保育園・こども園を通じて送付します。

○対象者

保育園・こども園に通う園児（0～2歳児）の保護者（ただし、国の制度による軽減措置を受けない者）

○補助額(助成額)

月額 第1子 10,000円、第2子以降 15,000円

○募集期間等

1月ごろ

○備考

定住促進重点地区子育て応援補助金

■担当課 企画総務部 創造都市課 (本庁舎3階)

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

定住促進重点地区在住世帯に

①未就学児(保育園、認定こども園、幼稚園に在園する子を除く)、小学1~6年生、中学生、高校生の子ども1人につき3万円

②保育園・認定こども園に在園する0~2歳の子どもの保育料相当額(上限17,500円/月)を助成

※①②どちらかのみ

○申請方法等

対象者に郵送された必要書類を担当課へ提出

○対象者

定住促進重点地区(畑、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋、西紀北)在住の子の保護者

○補助額(助成額)

①3万円

②保育料相当額(上限17,500円/月)

○募集期間等

①5・6月頃

②12~翌1月頃

○備考

子どもの食の応援事業補助金

■担当課 保健福祉部 社会福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-7101

○事業概要

子育て世帯の生活を支援するため、子ども・保護者を対象に、安心安全で気軽に立ち寄ることができる食事等の提供場所を設置する団体等に対して補助金を交付します。

○申請方法等

交付申請書類一式を提出

○対象者

食事の提供や居場所づくりを行う民間の団体等

○補助額(助成額)

上限 36 万円（予算の範囲内で補助金を決定）

○募集期間等

4 月末まで

○備考

赤ちゃんの駅設置事業補助金

■担当課 教育委員会事務局 こども未来部 子育て企画課（第2庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-0075

○事業概要

授乳の設備、おむつ替えの設備などを新しく整備する民間事業所に最大 10 万円を支給します。

○申請方法等

交付申請書類一式を提出いただきます。

○対象者

市内の民間業者等

○補助額(助成額)

上限10万円

○募集期間等

通年

○備考

待機児童対策遠距離通所補助金

■担当課 教育委員会事務局 こども未来部 子育て企画課（第2庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-0075

○事業概要

定員超過等の理由により、希望の保育所やこども園に入所できず、他の保育所等に遠距離通所することになった児童の保護者の負担の軽減を図るため、通所に要する経費の一部を補助します。

○申請方法等

交付申請書類一式を提出いただきます。

○対象者

希望の保育所等に入所できず、通所距離が片道10キロメートル以上になる児童の保護者（その他各種要件あり）

○補助額(助成額)

1か月当たり8,200円から

○募集期間等

通年

○備考

小児インフルエンザ予防接種費用一部助成

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

小児のインフルエンザによる発熱や重症化を予防するため、予防接種費用の一部を助成します。

●接種回数

生後6ヶ月から13歳未満 2回

13歳から15歳（中学3年生） 1回

●接種時期

令和8年10月1日から令和9年1月31日まで

○申請方法等

希望される市内指定医療機関へ直接電話などで予約。

○対象者

接種当日に市内に住民登録がある、生後6ヶ月から15歳（中学3年生）の方

○補助額(助成額)

1回目 2,500円

2回目 1,000円

※市内指定医療機関の設定料金のうち上記の金額を市が助成。

接種料金は各医療機関によって異なりますので、医療機関へお問い合わせください。

※生活保護受給者は全額市が助成します。

○募集期間等

○備考

市外の医療機関で接種する場合は書類が必要となりますので、健康課までご連絡ください。
(書類作成に1週間程度必要となります。)

風しん予防接種費用の一部助成

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

全国的な風しんの流行をうけ、特に影響が深刻な妊娠初期の女性への感染を防ぎ「先天性風疹症候群」を予防するために市において「風しん予防接種費用の一部助成」を実施します。

○申請方法等

丹南健康福祉センターにて資格確認をいたします。妊婦の同居家族の方については、母子健康手帳の写しや妊婦と証明できる物をご持参ください。助成対象と確認できた方に、予診票をお渡しします。

○対象者

過去に風疹予防接種費用の助成を受けたことがなく、市に住民登録があり、妊娠を予定している女性、妊娠を希望する女性、または妊婦の同居家族で次のいずれかに該当する方。

- ・風しんに罹患したことがなく、かつ、予防接種を受けたことがない方
- ・風しんの抗体検査の結果で抗体価が低い方

○補助額(助成額)

3,000円（1人1回のみ）

○募集期間等

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

○備考

高校生等医療費助成

■担当課 保健福祉部 医療保険課（本庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-7103

○事業概要

丹波篠山市が入院時の医療保険の自己負担額を助成
令和7年10月から新たに、通院時の医療保険の自己負担額の一部を助成

○申請方法等

加入健康保険の「限度額適用認定証」を医療機関に提示し自己負担額を支払後、市役所・各支所窓口へ高校生等医療費支給申請書を提出。

令和7年10月からは、こども医療費受給者証交付申請書を提出。

○対象者

高校生等（18歳到達後最初の3月31日までの方）で就学の有無は問わない

※婚姻している方（事実婚含む）、就職により保護者の扶養から外れている方を除く

○補助額(助成額)

入院時の医療費の自己負担額全額。

通院時の医療費の自己負担額の内、1医療機関毎に1回800円、月2回までを超える自己負担額を助成。

○募集期間等

●申請時期

転入時など。

令和7年度は、8月から9月頃に対象者全員に申請勧奨を実施。

○備考

低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業

■担当課 保健福祉部 健康課（丹南健康福祉センター）

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

令和6年4月より、妊婦さんの経済的負担軽減を図るとともに、出産・子育てに必要な支援につなげるため、妊娠の診断を受けるための初回産科受診料について費用の一部を助成します。

○申請方法等

・助成券交付

「初回産科受診料助成券交付申請書」に必要事項を記入のうえ、健康課（丹南健康福祉センター内）へ提出してください。

※助成券は後日郵送により交付します。

・受診後の申請

「初回産科受診料助成金償還払申請書兼請求書」に必要事項を記入・押印のうえ、健康課

(丹南健康福祉センター内)へ提出してください。

【添付書類】医療機関等の領収書及び診療明細書

※印鑑をご持参ください。

○対象者

(下記全てにあてはまる方)

- ・市販の妊娠反応検査薬で陽性を確認した方
- ・住民税非課税世帯、またはこれと同等の所得水準と認められる方
- ・初回産科受診時に丹波篠山市に住票がある方
- ・所得確認のため、市が公募等により世帯の課税状況を確認することに同意できる方
- ・医療機関等と丹波篠山市の間で必要に応じて支援に必要な情報の共有に同意できる方

○補助額(助成額)

初回の産科受診料(妊娠判定にかかる費用に限ります) ※上限1万円

○募集期間等

産科受診日より1年以内

○備考

1か月児健康診査助成券交付事業

■担当課 保健福祉部 健康課(丹南健康福祉センター)

■問い合わせ先 079-594-1117

○事業概要

赤ちゃんの発育、発達を把握し、先天性の病気等の有無を確認するなど、出生後から切れ目なく安心して子育てができるよう、1か月児健康診査費用の一部を助成します。

○申請方法等

「妊婦・産婦・1か月児健康診査及び新生児聴覚検査助成券交付申請書」に必要事項を記入のうえ、健康課窓口(丹南健康福祉センター内)へ提出してください。

母子健康手帳受領時に一緒に申請できます。

○対象者

丹波篠山市に住民票があり、1か月児健康診査を受けた児の保護者

○補助額(助成額)

1回6,000円を上限として助成。

※検査以外の治療、投薬等については助成対象外です。

※乳児1人につき1回限りです。

○募集期間等

○備考

人材育成

看護師等修学資金貸与

■担当課 保健福祉部 長寿福祉課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5346

○事業概要

丹波篠山市内の24時間医療体制が実施されている有床診療所及び病院等の医療機関並びに介護保険施設、障がい者施設に勤務する看護師、助産師及び保健師並びに理学療法士、作業療法士、及び言語聴覚士の育成のため、予算の範囲内で丹波篠山市看護師等修学資金を貸与することにより、丹波篠山市内の看護師等の確保を図り、地域医療の向上に資すること及び丹波篠山市への定住を促進することを目的としています。

○申請方法等

申込先は長寿福祉課

○対象者

卒業後、1年以内に市に居住し、看護師などとして市内の医療機関及び介護保険施設、障がい者施設に勤務する意思を有する方

○補助額(助成額)

50,000円/月

○募集期間等

3月上旬～中旬（年度毎に定める募集要綱により案内します）

○備考

ふるさと創生奨学金

■担当課 教育委員会事務局 学校教育部 教育総務課（第2庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-5709

○事業概要

経済的理由などにより修学が困難な高等学校等の生徒に対し奨学金を貸与します。

○申請方法等

申請書に必要事項を記入の上、教育総務課へ提出

○対象者

学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校または各種学校に在学している生徒

○補助額(助成額)

国公立：月額1万円、私立：月額2万円

○募集期間等

5月から12月の間で随時募集

○備考

通勤・通学、公共交通

高等学校遠距離通学費補助金

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎 3 階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

市内の高等学校に通学する生徒（市内在住）で通学距離が片道 10 kmを超える場合に補助金を交付 ※受給資格は在学中に 1 回限り

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、在学の高等学校へ提出

○対象者

通学距離が片道 10 kmを超える生徒の保護者

○補助額(助成額)

10 km… 2 万 5 千円

15 km… 5 万円

20 km又は通学困難箇所（後川、西紀北、今田地区）… 10 万円

○募集期間等

5 月上旬

○備考

路線バス・コミバス上限運賃制度

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎 3 階）

■問い合わせ先 079-552-5106

○事業概要

㈱ウイング神姫が運行する市内の路線バス、コミュニティバスの運賃を最大 200 円で利用できる制度

○上限適用条件

神姫バス㈱が発行する神姫バスグループで利用できるバス IC カード「NicoPa（ニコパ）」の利用で自動的に適用されます。（なお、「NicoPa」は、購入場所：ウイング神姫篠山営業所、

市役所創造都市課及び各支所でお買い求めいただけます。)

○申請方法等

○対象者

バスの乗降地がいずれも市内で NicoPa によって運賃を支払う方

○補助額(助成額)

○募集期間等

○備考

丹波篠山市地域公共交通運賃助成事業

■担当課 企画総務部 創造都市課 (本庁 3 階)

■問い合わせ先 079-552-5106

○事業概要

デマンドバス等のエリア内移動対象外となっている地域の住民に対し、タクシー(日本交通(株))で利用可能な回数券 5,000 円分を交付

○申請方法等

下記の必要書類を窓口へ提出

●必要書類

- ・申請書
- ・本人確認書類(運転免許証、保険証、マイナンバーカードなど)

※65 歳以上で免許返納された方

- ・運転経歴証明書

※障がいをお持ちの方

- ・身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

●受付窓口

- ・丹波篠山市役所本庁 3 階創造都市課
- ・丹南支所

○対象者

丹波篠山市内の下記の自治会に住所を有する人で、且つ①～⑤のいずれかに該当する方

●対象自治会

・篠山地区

東新町、西新町、南新町、北新町、乾新町、山内町、上河原町、下河原町、小川町、上立町、下立町、呉服町、上二階町、下二階町、魚町、西町

・城北地区

黒岡、郡家

・味間地区

東吹上、東吹中、東吹下、吹新、網掛、東古佐、西吹、味間新、味間東、中野、大沢、弁天、大沢新、音羽グリーンタウン、杉、音羽住宅、住吉台

①75歳以上の方

②65歳以上で運転免許証を自主返納した方

③身体障害者手帳 所有者（1級、2

○補助額(助成額)

タクシー回数券 5,000円分（500円券×10枚）

<料金が1,000円以内で1乗車につき1枚利用可能 ※料金が1,000円以上の場合は利用不可>

○募集期間等

令和8年7月頃 受付開始予定

○備考

定住促進・住宅

丹波篠山暮らし定住住宅補助金【定住促進重点地区型】

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎 3 階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

定住促進重点地区（畑、日置、後川、雲部、福住、村雲、大芋、西紀北）で新たに住宅を新築・改修・購入して移住・定住しようとする費用に助成

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、工事着工前に担当課へ提出

○対象者

配偶者（婚姻の予定者を含む）がある 40 歳以下の方又は中学生以下の扶養親族がある方

○補助額(助成額)

最大 50 万円

○募集期間等

着工の 1 か月前まで（購入の場合は転居の 10 日前まで）

○備考

丹波篠山暮らし定住住宅補助金【市内工務店利用型】

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎 3 階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

市内事業者を活用して新たに住宅を新築または改修して移住・定住しようとする費用に助成

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、工事着工前に担当課へ提出

○対象者

配偶者（婚姻の予定者を含む）がある 40 歳以下の方又は中学生以下の扶養親族がある方

○補助額(助成額)

最大 30 万円 ※丹波篠山産材利用で最大 6 万円を加算

○募集期間等

着工の 1 か月前まで

○備考

丹波篠山暮らし定住住宅補助金【三世代同居型】

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎 3 階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

三世代での新たに同居・近居を目的に住宅を新築・改修・購入しようとする費用に助成

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、担当課へ提出

○対象者

配偶者（婚姻の予定者を含む）がある 40 歳以下の方又は中学生以下の扶養親族がある方

○補助額(助成額)

最大 20 万円 ※三世代共に転入の場合、さらに 20 万円を加算

○募集期間等

着工の 1 か月前まで（購入の場合は転居の 10 日前まで）

○備考

新規学卒者就職奨励金

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎 3 階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

若者の市内就職と定住、市内企業の人材確保を支援するため、高校等を卒業してから1年以内に市内企業へ就職した市内在住の新規学卒者への奨励金制度

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、担当課へ提出

○対象者

高校や大学等を卒業してから1年以内に市内企業へ正規雇用者等として就職した市内在住の新規学卒者

○補助額(助成額)

最大10万円

【第1期(入社時)】……………5万円

【第2期(入社後1年経過時)】……5万円

○募集期間等

【第1期】…就職後3ヶ月以内

【第2期】…就職の日から1年経過した日以後3ヶ月以内

○備考

丹波篠山暮らし定住住宅補助金【空き家バンク住宅改修型】補助金

■担当課 企画総務部 創造都市課 (本庁舎3階)

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

売買・賃貸借契約が成立している空き家バンク登録物件について、改修する費用に助成

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、担当課へ提出

○対象者

次の要件すべてに該当する方

・市の空き家バンクで紹介している空き家(戸建て)を購入もしくは賃貸して、自己の住居
また

は住居兼事業所として活用するために改修すること

- ・申請者が空き家バンク利用登録者で、空き家の買主または借主（契約者）であること
- ・申請者は改修工事の施主であり、市税の滞納がないこと
- ・工事着工前に市の創造都市課へ申請すること
- ・申請者は事業終了前までに改修した物件に定住意思を持って居住すること（事業終了までに市内に住民登録を有していること）

○補助額(助成額)

対象経費の1/2（上限50万円）

○募集期間等

着工の1か月前まで

○備考

空き家バンク登録謝礼金

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

空き家バンクへ物件を登録しようとする個人に謝礼金を交付（内覧対応のため、家財道具といった不要なものの処分費などに充当いただくことを想定、不動産業者預かりでバンク登録となる物件も可）

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、担当課へ提出

○対象者

空き家の所有者

○補助額(助成額)

5万円

○募集期間等

随時

○備考

空き家バンク自治会登録謝礼金

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

自治会の働きかけで、所有者が空き家バンクに空き家を登録したときに謝礼金を交付

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、担当課へ提出

○対象者

自治会または定住促進推進員

○補助額(助成額)

3万円

○募集期間等

随時

○備考

空き家バンク自治会成約謝礼金

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-5796

○事業概要

自治会の働きかけで登録した空き家が、空き家バンク利用登録者と売買または賃貸契約が成立したときに謝礼金を交付

○申請方法等

所定の申請書類及び関係書類を作成の上、担当課へ提出

○対象者

自治会または定住促進推進員

○補助額(助成額)

1万円

○募集期間等

随時

○備考

住宅リフォーム助成金

■担当課 観光交流部 商工観光課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-0100

○事業概要

市内の施工業者を利用して自宅の修繕や補修工事（住宅リフォーム工事）を行う場合に、その経費の一部を助成します。

■対象工事

次の要件すべてに該当する住宅改修などの工事

- ①市内業者（丹波篠山市内に本社、本店をもつ事業所）が施工する工事
- ②工事経費が20万円以上（消費税含む）の工事
- ③助成金交付決定後（6月下旬以降の見込み）に着工し、令和9年3月31日までに実績報告ができる工事

○申請方法等

以下どちらかの方法で応募

・WEB申し込み(市ホームページにリンク)にて次の事項を入力してください。

①住所②氏名（ふりがな）③電話番号④工事内容⑤工事日程⑥住宅の所有者⑦メールアドレス

・往復はがきに次の事項を記入し、郵送してください。

①住所②氏名（ふりがな）③電話番号④工事内容⑤工事日程⑥住宅の所有者

○対象者

次の要件すべてに該当する方

- ①丹波篠山市内在住で助成対象住宅に住民登録がある方

②助成対象住宅に居住している（申請者の住民票がある）方で、その住宅の所有者（申請者名義で家屋の登記がある方）

③直前3年度内（令和5~7年度）にこの助成金の交付を受けていない方

④市税や市の各種融資の償還について滞納がない方

○補助額(助成額)

助成対象となる工事経費の20%以内で上限10万円(千円未満切り捨て)

○募集期間等

令和8年4月21日（火曜）から5月29日（金曜）まで（当日消印有効）

○備考

募集件数は100件です。

簡易耐震診断推進事業

■担当課 まちづくり部 地域計画課（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1118

○事業概要

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断技術者が耐震診断を希望する住宅へ訪問し、調査・診断を行うことで耐震性のチェックを行います。

○申請方法等

①「簡易耐震診断申込書」と「耐震診断技術者名簿」を印刷してください。

②「耐震診断技術者名簿」の中から耐震診断技術者を1名お選びください。

③申込前に、ご自身で選んでいただいた耐震診断技術者に電話等で当該業務を依頼できるか確認してください。

④「簡易耐震診断申込書」に必要事項記入の上、「建築時期のわかる書類」「対象建築物の写真」「位置図」を添えてご提出ください。

○対象者

対象住宅は、昭和56年5月31日以前に着工した住宅です。

ただし、次のいずれかに当てはまる場合は対象外です。

- ・ツーバイフォー工法、丸太組工法およびプレハブ工法の住宅
- ・住宅として使用されている延床面積が全体の1/2以下である住宅

○補助額(助成額)

●診断費用

申込者の1割負担（ただし、戸建て木造住宅については、申込者負担なし）

○募集期間等

令和8年11月30日まで

※予算の範囲内で先着順

○備考

住宅耐震改修計画策定費補助

■担当課 まちづくり部 地域計画課（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1118

○事業概要

○申請方法等

○対象者

（1）対象となる方

市内に対象となる住宅を所有し、耐震改修工事を意図される方（個人、法人でも可）

（2）対象となる住宅

以下の条件をすべて満たす住宅で、共同住宅、賃貸住宅及び店舗等併用住宅も含まれます。

ア 昭和56年5月31日以前に着工されたもの

イ 違反建築物でないもの

ウ 耐震診断の結果、「危険」「やや危険」と診断されたもの

エ 一つ以上の居室・専用の炊事用流し（台所）・専用のトイレ・専用の出入口があること

（3）対象となる費用

安全性を確保するための耐震改修計画の策定（補強設計）

○補助額(助成額)

戸建住宅：対象となる費用の2/3以内（限度額20万円）

共同住宅：対象となる費用の2/3以内（限度額12万円/戸）

○募集期間等

令和8年11月30日まで

※予算の範囲内で先着順

○備考

住宅耐震改修工事費補助

■担当課 まちづくり部 地域計画課（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-1118

○事業概要

○申請方法等

○対象者

（１）対象となる方

市内に対象となる住宅を所有し、所得が 1,200 万円（給与収入のみの場合は、給与収入が 1,395 万円）以下の丹波篠山市民の方（個人）

（２）対象となる住宅

住宅耐震改修計画策定費補助と同じ

（３）対象となる費用

①地震に対する安全性を確保するための、次の一般型工事（附帯工事を含む）に要する費用

ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強

イ 屋根の軽量化

ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強

② ①に併せて実施する内装工事費

ただし、次に掲げるものは

○補助額(助成額)

戸建住宅：対象となる費用（50 万円以上のものに限る。）の 4 / 5 以内（限度額 1 1 5 万円）

共同住宅：対象となる費用の 4 / 5 以内（限度額 4 5 万円 / 戸）

○募集期間等

令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで

※予算の範囲内で先着順

○備考

テレビ難視聴地域解消事業補助金

■担当課 企画総務部 総務課（本庁舎 3 階）

■問い合わせ先 079-556-8086

○事業概要

テレビ共聴施設の災害復旧又は更新を行う団体に対して補助金を交付します。

補助対象となる事業は、市内の難視聴地域において、団体が単独で行うテレビ共聴施設の老朽化による改修事業及び災害復旧事業で補助対象事業費が30万円以上の事業とし、次に掲げるものは除く。

- (1) 地上テレビ放送以外の放送を送受信するための設備
- (2) 敷設又は改修後20年未満のケーブル及び支柱等の更新
- (3) 宅内の工事
- (4) 丹波篠山市テレビ共聴施設デジタル化補助金交付要綱の対象となるもの
- (5) 丹波篠山市テレビ無線共聴施設設置補助金交付要綱の対象となるもの
- (6) 難視聴解消に係る日本放送協会等が負担するもの
- (7) 著しく高価な設備、その他市長が特に適当でないと認めるもの

○申請方法等

所定の書類を作成、必要図書添付のうえ、総務課に提出

○対象者

テレビ共同受・送信に係る組織が結成されており、規約等が規定され管理運営が明確な団体

○補助額(助成額)

補助対象事業費の1/3（上限300万円）

○募集期間等

随時受付

○備考

予算措置の必要があることから計画的な改修工事の場合は、あらかじめご相談ください。

丹波篠山の家普及促進事業

■担当課 まちづくり部 地域計画課（本庁舎 2 階）

■問い合わせ先 079-552-1118

○事業概要

「丹波篠山の家」認定基準を満たす木造住宅の建築費の一部を補助（建築工事費補助）ならびに普及活動に補助金（普及啓発費補助）を交付します。

○申請方法等

地域計画課にお問い合わせください。

○対象者

○補助額(助成額)

【建築工事費補助】

「丹波篠山の家」認定基準を満たす木造住宅の建築主（建売住宅の場合は購入者）に建築費の一部を補助する補助金を交付します。（補助金額 70 万円から 130 万円）

【普及啓発費補助】

「丹波篠山の家」に認定された住宅を建築する市内工務店が、「丹波篠山の家」に認定された住宅をモデルハウスとして行う現地案内会等の PR イベントに要する経費の一部を補助します。補助金額は最大 10 万円です。

○募集期間等

地域計画課にお問い合わせください。

○備考

交流、ふるさとPR等

丹波篠山ふるさとPR奨励金

■担当課 企画総務部 創造都市課（本庁舎3階）

■問い合わせ先 079-552-5106

○事業概要

丹波篠山市では、スポーツや芸術文化活動において、全国的な規模で活動する個人や団体に対して、大会等で丹波篠山市を積極的にPRしていただくために、奨励金を交付します。

○対象となる大会

①日本スポーツ協会及びその加盟団体、公益財団法人障がいスポーツ協会及びその登録団体、文部科学省又は厚生労働省が主催し、共催し、又は後援するスポーツ活動

②文部科学省又は厚生労働省が主催し、共催し、又は後援する芸術文化活動

③その他、市長が特に必要と認める大会や活動

※予選会等を経て出場する大会が対象です。

※丹波篠山をPRするにふさわしい大会と認められれば対象となります。

○申請方法等

創造都市課窓口またはホームページから申請書類を入手し、必要書類を添付して必ず大会の開催前に提出してください。

○対象者

次の(1)および(2)を満たす方

(1) 18歳未満（高校生含む）または障害のある方

(2) 市内に在住し、主に市内で活動する個人・団体

※団体の場合は、構成員の過半数が市内在住者であること。

※出場に際して市等から補助金等の交付を受けている場合は、交付の対象とはなりません。

※同一大会において団体、個人それぞれ双方に出場する場合は、重複して支給しません。

※障害のある方＝身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、その他の心身の機能の障害がある方

○補助額（助成額）

個人：20,000円

団体：50,000円または市内在住の団体構成員数に20,000円を乗じた額（最大200,000円）の
高い方

○募集期間等

○備考

報奨金の交付回数は原則1年度につき1回に限ります。

中学校の部活動での全国大会出場は、原則対象外で、別制度の対象となります。
交付にあたって、奨励金贈呈式（市長への表敬訪問）への出席をお願いします。
当日の様子は、市の広報やホームページに掲載いたしますので予めご了承ください。

国内交流推進事業補助金

■担当課 観光交流部 商工観光課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-6907

○事業概要

国内友好都市に出向き、関係する団体などについて交流や視察研修などを行う団体に補助します。

交流を行う場合は、対象経費の3分の2以内（上限20万円）を補助します。研修を行う場合は、10名以上で構成された団体で、参加者数に3,000円を乗じた額を補助します。

○申請方法等

商工観光課窓口へ申請書に必要事項を記入の上、下記の添付書類を添えて提出して下さい。

○対象者

市内の事業者または市民団体

○補助額(助成額)

対象経費の3分の2以内（上限20万円）

○募集期間等

予算の範囲で先着順

○備考

補助対象の国内友好都市（千葉県館山市、秋田県大館市、岐阜県郡上市、愛媛県愛南町、愛知県犬山市、山形県鶴岡市、岐阜県高山市、高知県宿毛市、大阪府泉佐野市）

多文化共生推進補助金

■担当課 市民生活部 地域振興課（第2庁舎1階）

■問い合わせ先 079-552-5112(直通)

○事業概要

自治会や市内企業などが実施する、外国人市民との交流を図るなど多文化共生を推進する事業に対して補助

○申請方法等

以下の書類を地域振興課に提出

- ①補助金交付申請書
- ②事業計画書
- ③収支予算書
- ④見積書
- ⑤事業内容に関する資料（カタログ等のコピーなど）

○対象者

自治会、市内企業等

○補助額(助成額)

上限 10 万円/団体

○募集期間等

随時受付

○備考

その他

食と器の出逢い事業補助金

■担当課 観光交流部 商工観光課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-6907

○事業概要

丹波篠山市では、丹波焼や王地山焼をはじめとする市内産の食器類で、豊かな丹波篠山の食材を活用した料理により観光客などをもてなすことを推進するため、市内産食器類の購入経費の一部を助成します。

○補助対象経費

市内産の飲食提供用の食器類の購入に必要な経費。

※市内産…丹波篠山市内の窯元、工房等で製作されたもので、化学製品を用いたものではないこと。

※飲食提供用とは、皿・わんなど、食事に使用するものであること。調理用、保存用、鑑賞用のものは補助対象外です。

○申請方法等

食器類の購入前に、関係書類を窓口までご提出ください。

○対象者

丹波篠山市内の飲食店または宿泊施設

※年度内に開業する店舗も含みます。

※過去にこの補助金を活用した方は対象外となります。

○補助額(助成額)

補助率 2 分の 1 以内（限度額：7 万円）

○募集期間等

○備考

丹波篠山市の他の補助金の交付を受けている場合は、本事業の対象外となります。予算の範囲内で助成しますので、申請件数が多い場合は先着順に受付を行い、助成できない場合があります。補助を受けた食器類で飲食を提供する際は、飲食物と共に食器類について、店内やホームページ等で情報提供をしてください。

生ごみ処理機器等購入助成金

■担当課 環境みらい部 農村環境課 環境衛生係（本庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-6253

○事業概要

ごみの減量化を促進するため、堆肥化を目的とした生ごみ処理機器等を設置する者に対し、助成金を交付します。

○申請方法等

指定の関係書類を作成の上、提出ください。

○対象者

市内に住所を有する個人または市内事業者

○補助額(助成額)

消費税を除く購入金額の2分の1以内。(100円未満切り捨て。上限20,000円)

○募集期間等

令和8年4月1日から予算額に達するまで(または令和9年3月31日)

○備考

ユニバーサルツーリズム推進補助金交付事業

■担当課 観光交流部 商工観光課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-6907

○事業概要

誰もが気兼ねなく丹波篠山観光を楽しめる環境整備をすることを目的に、市内で観光客対象の活動事業を営むもので、ユニバーサルツーリズムを推進するものに対し、リフォーム等の一部を助成します。

○申請方法等

申込前、事前に商工観光課にお問い合わせください。
事前連絡後、申請書を商工観光課に提出いただきます。

○対象者

丹波篠山市内の宿泊施設、及び飲食店、小売店等、観光客を対象にした事業所
※事業を1年以上営んでいる必要があります。

○補助額(助成額)

・ハード整備：ユニバーサルデザイン化改修、トイレの洋式化、風呂等の水回りの改修
※補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、200,000円を上限とする。

○募集期間等

令和9年3月31日までに事業が終了すること。

※ただし、予算がなくなり次第終了します。

※受付時に事業内容をお尋ねしますので、必ず事前にご相談のうえ提出してください。

○備考

創造都市体験都市学習支援事業

■担当課 観光交流部 商工観光課（第2庁舎2階）

■問い合わせ先 079-552-6907

○事業概要

市民の皆さんが二つの日本遺産に認定された丹波篠山の伝統文化や、ユネスコ創造都市ネットワークに加盟した丹波篠山の工芸や芸術などの「創造産業」を体験的に学習し、郷土愛を育むことを目的に、市内の工芸家、芸術家等（注1）に指導を受ける体験学習の実施にかかる講師謝金等を支援します。

（注1）丹波篠山市内で工芸、芸術分野等「創造産業」における活動を生業とした法人又は個人事業主

○申請方法等

体験学習前に、次の書類を提出してください。

・創造都市体験学習支援事業利用申込書（様式第1号）

* 申込書様式は市のホームページからダウンロードできます。

○対象者

支援対象者（注2）

丹波篠山市内の学校及び丹波篠山市内の団体（注3）

（注2） 支援は1クラス・1団体1回までとします

（注3） 丹波篠山市内を活動基盤とする3名以上で構成された団体であること

○補助額(助成額)

体験学習に係る講師謝金 上限金額 10,000 円×1名

補助するサポーターに対する協力者謝礼 上限金額 2,000 円×3名

○募集期間等

事業終了後、実績報告を令和9年3月31日に完了できるもしくは予算が終了後もしくは予算がなくなり次第終了

○備考

体験学習前に、申請書を提出してください。